

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成29年3月8日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 守屋常雄君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 1名

- 13番 市川圭一君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総務部次長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長	梶 由紀夫 君
経済部次長	小 川 茂 生 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	藤 田 聡 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	中根	敏美君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成29年第1回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成29年3月8日(水) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○副議長(尾野政子君) おはようございます。

13番市川圭一君より欠席の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

○

一般質問

○副議長(尾野政子君) 初めに、7番杉森弘之君。

[7番杉森弘之君登壇]

○7番(杉森弘之君) おはようございます。市民クラブの杉森弘之です。

私の質問は3つでございます。一問一答で質問いたしますので、よろしく願いいたします。

最初の質問は、総務省の「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」に関してであります。

周知のとおり、総務省は昨年12月27日、同報告書を公表しました。労働者性の高い非常勤職員の増大や関連法令の変化、各地で頻発している裁判の判例などを踏まえて打ち出されたものと言われています。

まず、今回の報告書では、公務員のあり方の基本的な考え方として、公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とし、職員の身分を保障して、職員が職務に案じて精勤できるようにすることによる公務の能率性の追求、各地方公共団体における企画、立案やサービスの質の担保等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という原則は維持することを前提とすべきであるとしています。

念のために最初に確認をさせていただきますが、牛久市としては、この任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という原則は維持することを前提としているのかどうか、質問いたします。

○副議長(尾野政子君) 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 杉森議員の御質問にお答えします。

公務運営につきましては、「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」の基本的な考えであるように、つけようとする職の職務の内容、勤務形態等に応じ、「任期の定めのない常勤職員」「任期付職員」「臨時・非常勤職員」いずれが適当かを判断し任用してまいります。公務の運営の中心は「任期の定めのない常勤職員」という原則は維持してまいりたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 2016年4月現在、全国の地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の総数は約64万人であり、2012年、つまり4年前と比較して4万5,000人ほどふえています。

牛久市の臨時・非常勤職員及び任期付職員の総数は、2014年度において603名、常勤換算で342名と聞いておりますが、現在の総数、主な職種別、任用根拠別の実数、他方で常勤職員数をお示しく下さい。なお、実数と常勤換算の2通りでお願いいたします。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 臨時・非常勤職員の総数につきましては、平成28年4月1日現在で597名となっております。

職種別の主なものといたしましては、一般事務職等が396名、児童クラブの担当をしております放課後児童支援員が120名、保育園保育士が81名となっております。

また、任用根拠別でいいますと、地方公務員法第17条に規定されます一般職非常勤職員が412名、地方公務員法第22条に規定される臨時職員が8名、地方公務員法第3条第3項第3号に規定されます嘱託・特別職職員が177名となっております。

また、常勤職員の総数は、保育園保育士を含めまして364名となっておりますが、こちらは常勤職員換算分となります。先ほど、杉森議員のおっしゃいました実数でございますが、こちらにつきましては597名となっております。以上です。（「597というのは、どちらの、どの数字」の声あり）それが実数でございます。（「非常勤やる人」の声あり）非常勤です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という原則は、維持することを前提とすることが大変重要と考えますが、この前提で常勤職員と臨時・非常勤職員及び任期付職員のバランスについて、中・長期的な目標、計画について質問いたします。

そもそもこの目標計画というものがあるのかどうか。あるとすれば、その内容を伺います。また、ないとすれば設定する予定、あるいは考えについてお聞きいたします。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 職員数の目標の設定はしてございませんが、常勤職員が担うべき業務と非常勤職員が担うべき業務を整理し、常勤職員につきましては、採用計画の常時見直しを行いながら、新規採用による増員を図ってまいります。

非常勤職員につきましては、市民サービスや事務事業の中で、非常勤職員が担うべき業務に必要な職員数を任用すべきと考えておりますが、31年度から施行予定の地方公務員法の改正の動向を注視しながら、制度改正に対応してまいりたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 前市長の時代に、長期にわたって常勤職員を新しく採用してこなかったということによって、今の職員構成というものが年代的にかなりアンバランスな、不安定な状況にあると聞いておりますけれども、例えば年代的に言うとどの層が極度に少ないのか、その辺を簡単にお示しいただければと思います。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 年齢別に申し上げますと、30代以下が非常に少ない状況でございます。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今回の報告書では、また一般職非常勤職員制度について、給料、手当などの必要な勤務条件等を確保するための新たな仕組みを設けるべきであると述べています。

2014年12月議会の答弁では、非常勤職員の勤務時間を常勤職員より1日10分少々短くしていることを根拠に、あるいは牛久市一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例で定めているということを根拠にしながら、非常勤職員に対する手当等の支給をすることは現在の法上の解釈の中ではできないとのことでした。

今回の報告書は、かつて特別職非常勤職員、すなわち主に特定の学識、経験を必要とする職に、非専務的に公務に参加する労働者性の低い勤務形態が想定されるものが多数存在したが、近年、各地方公共団体の実態が大きく変化し、労働者性が高い勤務形態となっているため、常勤職員との権衡、すなわち権利の均衡を考慮し、給料及び手当の支給になじむものが増加していると、実態の変化を述べています。

そして、既に非常勤職員に対して手当の支給を行っている地方公共団体もある。それに対する住民訴訟に係る判決、茨木市、枚方市などがあるわけですが、常勤職員の勤務時間の4分の3に相当する時間勤務をしているかなどの点を考慮して、手当支給の適否に係る判断が行われている。労働者性が高いものが類型化される一般職非常勤職員については、民間の労働者や国家公務員との制度的な均衡を図る観点から、まずは常勤職員と同様に給料及び手当の支給対象とするよう給付体系を見直すことについて、立法的な対応を検討すべきである。その上で、一

一般職非常勤職員の給与水準を継続的に改善していくことができるよう検討すべきであると明確に述べているのであります。

簡単に言えば、常勤職員の勤務時間の4分の3以上勤務している非常勤職員に対しては、報酬ではなく給料として支給し、支給水準も継続的に改善せよ、手当は支給せよということです。

牛久市の場合、常勤職員の勤務時間は1日7時間45分、週に38時間45分ですので、その4分の3とは、すなわち1日5時間49分、週約29時間4分となります。常勤職員の勤務時間の4分の3以上勤務している非常勤職員は何人いるのでしょうか。職種別にはどのような状況でしょうか。質問いたします。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 常勤職員の4分の3以上勤務している非常勤職員数につきましては、平成28年4月1日現在で264名となっております。職種別では、一般事務職等で217名、放課後児童支援員4名、保育士が43名となっております。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今回の報告書では、さらに突っ込んで、一般職非常勤職員への手当の支給に当たっては、退職手当については、現行の支給要件を満たす場合には適切に支給すべきである。さらに、期末手当、いわゆるボーナスのことですが、それについては相当長期にわたって、といっても6カ月以上というものを想定しているわけですが、勤務する者に対し支給することを検討すべきであると述べていますが、勤勉手当も含めて、これら手当に対する市執行部の見解を聞きます。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 地方公務員法と地方自治法の改正案が、昨日、閣議設定され、期末手当を支払えるようにすることを明記したと報道がされております。

平成31年度から施行予定の地方公務員法の改正は、今回の「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」を踏まえた改正が見込まれますので、現在当市で運用しております非常勤職員制度に必要な見直しを図りつつ、法改正に対応すべく準備を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 本日の新聞報道によると、当初、2019年度実施というものが想定されていたものが、2020年度にということで、一步後退をしている、年度的に言えば状況があるわけですがけれども、牛久市の場合は非常勤職員という数自体がほかの市と比べても大変多い、比率においても大変多い、こういう状況の中で、地方公務員法などの改正というものを待ってからでなければできないと考えているのか。あるいは、その趣旨をおもんばかって、牛

久市として自主的に判断をし、解決を図っていこうと考えているのか、その点についてお聞きいたします。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） やはり地方公務員法の改正を待って、その内容はもちろん動向は注視しますが、地方公務員法の改正を待つということになると思います。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 少ししつこく質問することになって恐縮ですが、牛久市の場合、私は特に思っているわけですが、これだけの……本来の非常勤職員のあり方の問題からすると、立法趣旨からいうと、全く異なった状況をつくり出してしまったにもかかわらず、それを是正するときには、今度は法が改正されなければならないという解釈というのは、少しおかしいのではないかと思うわけです。

ですから、やはり今の現状というものを、どのように牛久市として独自に解釈をし、改正をしていくのか、こういった判断が必要ではないかと思うわけですが、市長、この点についてはどのようにお考えですか。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） まずもって、常勤職員、それから非常勤職員の比率、牛久市においても大きなバランスがございます。その中でも、職務を遂行するために非常勤の力というものは非常に今、大切な戦力になることも現実でございます。

ただ、これからの見通しとしては、やはり常勤職員を多くするべきでもあるし、ただ非常勤の皆さんに関しても、どのような手当をするか。今、一つの考え方としては、再任用されるわけですが、その職をずっと継続するのではなくて、改めてまた契約します、新たなまた職につきますということで、ずっと私の考えとしては、まずもって非常勤はいつまでも同じ箇所ではなくて、非常勤であっても部署がえもするという話も今しております。

ですから、非常勤の方に対する考え方も少しずつ変わって、また国もその手当のものと変わっているということで、非常にそういう法的な整備、そして職場の整備などもこれから多く考えることが必要なのではないかなと思っております。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 任期についてであります。これについては採用日の属する会計年度末まで最長1年とすべきである。なお、この場合であっても、平等取り扱いの原則や成績主義のもと、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはあり得るものであると報告書ではなっております。

さらに、長期にわたって継続して勤務できるといった誤解を招かないよう、明確な説明に努

めるべきであると述べながら、他方で募集に当たって、任期の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて応募制限を設けている地方公共団体が一定程度存在する。そのように一律に応募制限を設けることは、平等取り扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえた適切な募集を行うことが求められると述べています。

私は、2001年の6月議会で、牛久市では一般職非常勤職員を原則雇いどめすることはないと表明していると理解していますが、そのことは間違いないでしょうかと質問しました。市執行部の答弁は、「当市の一般職非常勤職員は任期を1年間として再任用しておりますが、継続更新という考え方ではなく、任期ごとに客観的に勤務評定を行い、当該職に従事する十分な能力を持った者を新たに任用することとしております。雇いどめの法理に言われているような合理的な理由を欠いた雇いどめは許されません。一部の自治体では、再任用の回数に上限を設けている中で、当市では勤務成績の不良や職務の適格性欠如など特別の事情がない限り、基本的に非常勤職員の希望どおり再任用を行っております」というものでした。

今回の報告書を踏まえ、この見解は変わらないのかどうか、質問をいたします。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 非常勤職員の再度の任用につきましては、任期の終了後、再度、同一の職務内容の職に任用されること自体は排除されるものではないという、平成26年総務省自治行政局公務員部長通知はございますが、原則1年以内の任期であることを踏まえ、「同じ職の任期が延長された」また「同一の職に再度任用された」と捉えるのではなく、あくまでも「新たな職に改めて任用された」ものと整理すべきものと考えております。

再度の任用であっても、職員の希望のみで成り立つものではなく、職の必要性を十分検討した上で、当該職に従事する能力を持った人材を任用し、今後も安定した行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 私は同じ6月議会で、労働契約法の一部を改正する法律が施行されたことを取り上げ、質問をいたしました。改正点は大きく3つあったわけですが、特に、第1に無期労働契約への転換がありました。有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約、すなわち無期労働契約に転換できるルールであります。

今回の報告でも、継続更新ではなく新たな任用だと強弁していますが、実質的には継続更新と同一視されるのではないかと思います。

また、労働契約法は、国家公務員法及び地方公務員法については適用しないとなっていますが、大量の一般職非常勤職員の発生と実質的な契約更新の繰り返しは、地方公務員法では想定

外のものとして、労働契約法の法理の援用が当然想定されてくるのではないのでしょうか。この点について、市の執行部の見解を伺います。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 無期労働契約への転換につきましては、平成31年度施行予定の地方公務員法改正の内容や動向を注視してまいりたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 他方で、もう一つあるんですね。労働契約法の改正の中で、もう一つの問題があります。

非常勤職員が仮に無期労働契約になったとしても、非常勤職員が常勤職員と同じ労働条件になるかどうかというものは別の問題であります。無期か有期か、それが変わるだけであります。

しかし、改正労働契約法の第3の改正点は、不合理な労働条件の禁止があります。有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止しているのであります。ましてや、同じ無期労働契約の労働者の間では、不合理な労働条件の相違を設けることは許されません。

今回の報告書でも、同一労働同一賃金の原則を強く打ち出しております。非常勤職員に報酬ではなく給料として支給せよということ、支給水準も継続的に改善せよとしています。この点について、市執行部の考え方を伺います。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 先ほどの無期労働契約についての回答と同じとなりますが、平成31年度施行予定の地方公務員法の改正の動向を注視しながら、必要な任用上の取り扱いや勤務条件の確保を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 報告書は、一般職非常勤職員の人事評価について、評価基準の明示、評価手続の整備や評価者訓練などの仕組みを通じ、情実人事を廃止、客観的な評価による任用を担保する上で重要な基盤となっているとしています。

さらに、一般職非常勤職員であった者について、新たに一般職非常勤職員として採用する場合や、常勤職員として採用する場合の能力実証として、これらのものが職員であったときの人事評価による勤務実績を必要に応じて一定程度考慮することは可能である。つまり、非常勤職員の場合は非常勤職員としての勤務実績ということになると思います。この点、正規教員の採用に当たり、臨時的任用教員または非常勤講師等としての勤務経験を考慮し、一部試験を免除し、または特別の選考を実施している地方公共団体もあると述べています。

牛久市における評価基準と手続、評価者訓練について伺います。

また、臨時非常勤職員及び任期付職員から常勤職員になった人は、中途採用も含め、この5年間にそれぞれ何人くらいいるのか、当該年の採用に占める割合はどの程度のものなのか、質問をいたします。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 非常勤職員から、まず常勤職員への採用でございますが、平成19年から平成28年度までの10年間で25名の実績となっております。非常勤職員から常勤職員への採用につきましては、採用試験を用いて能力の実証が得られる者を適正かつ計画的に採用しております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問の仕方がちょっと悪かったのかもわかりませんが、1つ抜けていたことは、非常勤職員の常勤職員への採用試験の段階において、評価基準というものの中に、非常勤職員としての勤務実績、こういったものが入っているのかどうか、そのことについてお聞きいたしました。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 非常勤職員から常勤職員につきましては採用試験の中に、そういった非常勤のときの人事評価が入っているかという御質問だと思いますが、そちらにつきましては、もちろんそういったことを考慮する場合もあるとは思いますが。

ただ、一応、非常勤職員から常勤職員への試験とうたって試験は実施しておりませんので、一般の方と同様に公務員の経験枠として試験を実施しておりますので、そういった意味では、平等な関係にはなりませんので、そういったものは排除されるものであると思います。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） この報告書の中にある、その者が職員であったときの人事評価による勤務実績を、必要に応じて一定程度、考慮することは可能であるという報告書の指摘については、私はこれからの牛久市の常勤職員をどう拡大していくのか、そういったことを考えた場合にも一つのポイントと考えられるのではないかと思いますので、ぜひその点については積極的に検討をしていただきたいということは要望として出しておきたいと思っております。

2番目の質問に移ります。超高齢化社会に安心できる医療・介護についてであります。

厚労省は、周知のとおり65歳以上の高齢者数が2025年には3,657万人、全人口に占める割合は30.3%となり、人数的なピークは2042年の3,878万人、全人口に占める割合では、2055年に39.4%を迎えると予測しています。

また、75歳以上の高齢者、いわゆる後期高齢者の全人口に占める割合は、2055年に2,401万人、26.1%と予測をしております。

日本の場合、問題なのは特に高齢化の速度が速いということでございます。実は、65歳以上の人口が7%になったのは、日本は1970年でありますが、フランスではそれより100年以上も前の1864年でございます。100年以上も前に高齢化問題に直面をしたわけですが、しかし65歳以上の人口が21%になったのは、日本の2007年に対して、フランスではまだなっておりません。2023年と予測をされております。スウェーデンでも同様でございます。これは、両国とも適宜な雇用政策、社会保障政策あるいは子育て支援などによって、高齢化、少子化をソフトランディングさせることに成功しているためであると言われております。

安倍晋三首相は、2月17日の衆議院予算委員会で、政権が掲げる2017年度末までの、これは保育園であります、待機児童の解消の目標を実現困難と、そう認識を示したと言われております。これは、日本の急速な高齢化の背景には、政府の無策ぶりが透けて見えると言わなければならないのでしょうか。

さて、特別養護老人ホームの待機者の数は、毎年4月と10月に調査をしているということですが、牛久市では昨年4月の160名から、10月にはどのように変化したのかお聞きいたします。

また、要介護3以上の方は現在何人になっているのでありましようか。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 特別養護老人ホーム入居希望者の調査を、毎年4月と10月に調査しております。現時点では、平成28年11月時点での取りまとめ人数が最新でございますが、牛久市民の入所希望者が149名でございます。この方々の入所希望時期は、今すぐ入所を希望している方が81名、3カ月以内が2名、1年以内が4名、必要なときでよい方が62名という状況でございます。

次に、要介護3以上の認定者数でございますが、最新の数値といたしまして、平成28年12月時点での要介護認定者数が2,592名おり、そのうち要介護3以上の認定者数は935名となっております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 介護保険料は、改正のたびに値上がりし、高齢者の負担を増大させています。

牛久市の介護保険料の基準額は、現在月額4,800円、県内44市町村のうち、安い順で7位、県全体では平均5,204円、一番安いのが美浦村の4,500円であります。

ちなみに、平均年齢は2017年1月1日現在で、牛久市は45.5歳、若い順で、同じく7位に位置します。県全体では46.5歳、一番若いのはつくば市で41.4歳と、牛久市よりも4.1歳若いということになります。

厚労省の指摘によれば、保険者ごとに保険給付費の一定割合を65歳以上の第1号被保険者の保険料で賄うとしております。牛久市の場合、この一定割合とはどの程度のものなのか、お聞きいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市、22%という状況でございます。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 牛久市第3次総合計画・後期基本計画素案によれば、牛久市の介護保険給付費の推移と高齢者数の推移を比較してみますと、2014年度から15年度にかけては202人の高齢者がふえて、給付費は2.9億円しかふえておりません。しかし、15年度から16年度にかけて、高齢者数は97人しかふえていないのに対し、給付費は11.9億円もふえる見込みとなっています。つまり、高齢者数1人当たりの給付費のふえ方が約8.5倍も違う計算になります。なぜ、15年度から16年度にかけての給付費の増大がこれほど大きいものになったのか、その要因をお尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） まず初めに、平成26年度、これは平成27年3月末でございますが、高齢者数は2万1,142人、平成27年度、こちらは同じく28年3月末になりますが、高齢者数が2万2,093人で、951人増加している状況でございます。

また、認定者数は平成26年度末で2,403人、平成27年度末で2,515人で、112人増加している状況です。

給付費で比較いたしますと、平成26年度決算額が36億3,528万1,000円、平成27年度決算額が38億7,751万8,000円で、2億4,223万7,000円の増額となっております。

ご質問の、増額の主な内容としましては、施設サービス費が1億3,520万8,000円、対前年度と比べまして12%の伸びでございまして、これは市内特別養護老人ホーム1カ所の開設が伸びの要因の一つと考えられます。

また、居宅サービスが6,976万8,000円、対前年度5%の伸びでございまして、デイサービス、通所リハビリ等の通所サービスの利用が増加しているところでございます。

次に、平成27年度と平成28年度を比較いたしますと、高齢者数が平成29年2月1日現在で2万2,679人、平成28年3月末の現時点でございまして、高齢者数2万2,093人と比較いたしますと、586人の増加、認定者数は平成28年12月時点で2,592人と、77人の増加でございます。

保険給付費の平成28年度決算見込み額は42億7,113万円、平成27年度決算と比較

いたしますと3億9,361万円増加すると見込んでおります。増加の主な内訳といたしましては、施設介護サービス費が2億215万円、対前年度16%の増、居宅介護サービス給付費6,541万円、対前年度5%の増、地域密着型介護サービス給付費1億2,962万円、対前年度24%の増と見込んでございます。

増加の要因といたしましては、認定者の増加のほか、市内特別養護老人ホーム2カ所の開設による施設給付費の増、ショートステイ2カ所の開設や通所介護サービスの利用増による居宅介護サービス費の増、地域密着型デイサービス、グループホーム利用の増が保健給付費増の要因と見込んでおります。以上です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 給付費の増大の原因の大きな一つとして、施設介護という問題があるということが今、言われているわけですがけれども、実際にこれからの介護のあり方として、この給付費の増大というのに対して、どのように対応しようとしているのか、その点についてお聞きいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 施設給付費が膨らむという中で、国では新しい介護制度の見直しを行いました。平成27年度に大きな改正がございましたが、こちらは今後、地域包括ケアシステムという形で、住みなれた地域、場所で、地域の皆様方の協力によって、重度の介護状態にある方につきましても、そこで暮らせるような仕組みづくりをしていこうということで、新たな介護政策が打ち出されてきたところでございまして、今後、市におきましても、こういった国の制度変更へつぶさに捉えながら、まずはそういった体制づくりに努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 施設入所者の7割から8割が廃用性症候群とも言われています。これは、生活不活発病とも言われ、介護保険上の特定疾病の一つで、入院などによって過度な安静状態が長期間続くことによって筋肉が痩せ衰えたり、関節の動きが悪くなり、全身の身体能力や精神状態に悪影響をもたらす症状と言われています。

症状として、関節の動く範囲が狭くなり、関節こうしゅくを起こしたり、筋肉の力が低下してしまうなどの体力の低下だけでなく、意欲や記憶力など精神的、知的にも低下があらわれます。

牛久市の場合、施設入所者のうち廃用性症候群と思われる方はどの程度おられるのか、お聞きいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 一般的に、高齢者における廃用性症候群は、疾病や骨折等により長期にわたり安静状態が続くことにより起こる心身の機能低下等、身体に異常を来す病気で、最悪な状態では寝たきりになると言われております。

介護施設を利用される方で、廃用性症候群を発症したと思われる人数やその比率については把握しておりませんが、介護施設においては、特別養護老人ホームを例にしますと、介護職のほか、看護師、機能訓練士、ケアマネジャー、生活相談員の専門職が人員基準として配置され、施設サービス計画のもとに、利用者の自立している機能の低下が生じないようにするとともに、残存機能の維持向上が図れるように、廃用性症候群にならないような適切な技術をもって介護サービスが提供されていると認識しております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 先ほどの部長の御回答の中にもあったわけですが、厚労省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしています。

さらに、地域包括ケアシステムは、おおむね人口二、三万人を目安に、30分以内に必要なサービス提供される日常生活圏域、具体的には中学校区を単位として想定するとしていますが、他方で、絵に描いた餅であるとの指摘もあります。財政支出削減が先に立ち、中身がつかないとの指摘もあります。

牛久市高齢者福祉計画、介護保険事業計画では、地域包括支援センターを中核機関として位置づけ、特に在宅の要支援・要介護者の必要なサービスに対応するには、介護支援専門員、ケアマネジャーをキーパーソンとして、保健、医療、福祉の専門分野で組織するケアチームを有効に活用していくとありますが、地域包括ケアシステム構築の進捗状況、その中でネックになっている問題などを質問いたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 地域包括ケアシステムとは、ただいま議員がおっしゃったとおり、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制の構築を実現するというものでございます。

牛久市では、2月1日現在の年齢別人口のピークは68歳で、1,725人となっており、2024年に75歳を迎えます。

要介護状態になった方ができるだけ長く在宅生活を続けるために、必要な大きな柱としましては、生活支援サービスの充実、医療体制の充実、連携、施設の確保、また認知症の方々の増

加に伴う支援体制の構築が挙げられます。

生活支援サービスの充実に関しましては、平成27年6月から開始しております日常生活支援総合事業の中で、シルバー人材センターへの委託によるホームヘルパー、地区社会福祉協議会への補助による住民主体のデイサービスなどがございます。

今後、さらに民間企業等も含めた幅広い多岐にわたるサービスの充実を協議していくため、生活圏域ごとに協議体を設置するという生活支援体制整備事業を平成29年4月から社会福祉協議会に委託し、実施していく予定でございます。

また、在宅医療の充実、連携に関しましては、竜ヶ崎市・牛久市医師会牛久支部の協力のもと、連携をとりながら進めていく予定でございます。

今後、在宅医療専門の相談窓口の設置、訪問診療、急変時、夜間の対応、訪問看護・介護サービス事業所等を含めた在宅医療関係者の横のつながりなどについて、具体的に検討してまいります。

認知症の方に関する支援といたしましては、医療・介護サービスにつながない認知症の方に対し、介護、医療の専門職と認知症専門医がチームを組んで短期集中的に介入する認知症初期集中支援事業を平成29年10月から地域包括支援センターに委託し、実施していくことで準備を進めております。

このように、かなめとなる個々の体制を充実させていきながら、全体として地域包括ケアシステムの構築を目指していきたいと考えております。

生活支援サービスの充実や地域包括ケアシステムの構築に関しましては、対象者は高齢者に限らず、障害のある方や子供等、全ての人々に対し幅広く考えていく必要がございます。それをいかに縦割りにせず構築していくかということが、これからの課題と思われま

す。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 3つ目の質問に移ります。福島第一原発事故避難者に関してであります。

東日本大震災と福島第一原発事故からあと3日で6年がたとうとしています。震災で犠牲になった方々の御冥福を心よりお祈り申し上げ、さらに現在も避難生活や絶望的な生活を強いられている被災者、被害者の方々に思いをはせるものであります。

6年たった現在も、福島第一原発事故発生に伴い発令された原子力緊急事態宣言は解除されていません。つまり、現在もメルトダウンした核燃料の臨界反応が続いている危険性も含め、放射性物質の放出がとまらず、いまだに緊急事態が続いているということでもあります。

そして、この緊急事態を理由に、放射線被曝の許容線量が、本来、年間1ミリシーベルト未

満であったものが、20ミリシーベルトまで許容されるという異常事態が続いているのであります。

周知のとおり、事故のあった2011年3月11日の翌日12日に、福島第一原発の半径20キロの地域を避難指示区域に設定し、22日には同区域を原則立入禁止とするとともに、半径20キロ以遠でも年間の放射線被曝線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域を避難区域に設定をいたしました。

そして、原発事故避難者のうち、国が決めた避難指示区域からの避難者に対しては、東電から不動産賠償や精神的慰謝料の一定の支払いなどは行われてきましたが、避難指示区域外からの避難者、いわゆる自主避難者に対しては、災害救助法に基づくみなし仮設住宅の無償提供が唯一の支援でした。

ところが、自主避難者にとって唯一の支援である住宅の無償提供がことしの3月いっぱい打ち切れようとしているのであります。

福島県の発表によると、自主避難者は2016年10月現在1万524世帯、2万6,601人、うち県外避難5,230世帯、1万3,842人に上っており、自主避難者の約7割が4月以降の住居が決まっていないということであります。

読売新聞の調べでは、自主避難者が生活している46都道府県では、24道府県が何らかの独自支援を行うことを決め、3県が検討中ということであります。現在、安倍首相が強行している避難指示解除は、まさにこの20ミリシーベルト以下で安全というのが解除理由にされているのですが、安全などというのは全くの……、誰かの言葉ではありませんが、フェイク、まやかしであります。

皆さん、御存じのチェルノブイリ事故では、日本と比べて経済的にもかなり貧しいウクライナにおいても、事故から5年後、チェルノブイリ法を成立させ、年間被曝線量5ミリシーベルト以上は強制移住ゾーン、1ミリシーベルトから5ミリシーベルト未満までは移住権利ゾーンと定め、住民の生命と健康を放射線被曝から守るために、はっきりとした基準と政府の責任を示したのであります。これは、ロシアあるいはベラルーシにおいても同様であります。5ミリシーベルト以上は住んではいけない居住禁止区域、1ミリシーベルト以上は移住する権利を認め、政府が移住を保障し、生活を保障しているのであります。

ウクライナなどと比較して、はるかに経済的に豊かと豪語するこの日本では、しかも事故後5年ではなく、6年もたってもいまだに住民に20倍の年間20ミリシーベルトの放射線被曝を強制し、住んではいけないところに住むことを強制しようとしているのであります。しかも、庭に防風林がある住宅では庭先の放射線量が高いままで、住宅の近隣の野原や林、山など面積の圧倒的に広い部分では、全く放射線量は下がっておりません。年間20ミリシーベルトどこ

ろでもないのであります。

事故の終息はほど遠く、土壌の汚染は依然として高く、小児甲状腺がん患者は183名に達しています。ウクライナなどの強制移住ゾーン、つまり住んではいけないところに避難指示解除、つまり住むことを強制するというのは、人の生命と健康を全く無視するものと言わざるを得ません。

そして、避難指示解除とセットになっていることが、現在問題になっている自主避難者に対する住宅補助打ち切りであります。指示を解除し、経済的に締め上げて強制化する、これが安倍首相の口口であります。指示を解除し、経済的に締め上げて強制化する、これが安倍首相の口口であります。自主避難者というと、自分勝手に避難した人という誤解をしている人も少なくありません。しかし本来、政府が住むことを禁止し、移住することを保障すべき責任を果たさず、あろうことか住むことを強制するというでたらめな状況の中で、避難することは当然の権利であり、とりわけ子供たちに対する当然の義務でもあります。自主避難者たちに対する支援を強める必要があります。

ところで、福島県職員が被災者支援担当として茨城県へ派遣され、その派遣職員と県内市町村職員が帯同して、これまで3回、一時避難者宅を訪問し、情報提供やニーズ把握をしてきたと聞いていますが、牛久市の場合、そのような事実はあるのでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 福島原発事故による避難者への訪問については、福島県が「災害救助法」に基づく住宅供与終了後において、避難者がどのような意向を持っているのかを把握することを主な目的としたものです。

対象者は、「牛久市民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅供与実施要綱」に基づいて、市が民間住宅を供与している世帯のうち、本年3月末日をもって供与期間が終了する3世帯で、それぞれ昨年5月と8月、本年1月の計画3回ずつ、市職員と同行の上、実施いたしました。

なお、訪問先では、福島県職員により避難者の住宅供与終了後の生活見通し等の意向が聴取されるとともに、新たな家賃支援制度の説明などが行われました。以上です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） その際、福島県の職員は何人行かれたのか、そしてまた市の職員は何人行かれたのか、お聞きいたします。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） ただいまの御質問にお答えします。

福島県の職員が1名、それと市の職員が1名です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 牛久市内に居住する一時避難者は、現在何人おられるのか。また、そ

のうち自主避難者は何人おられるのか。世帯数とあわせてお聞きいたします。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 福島原発事故による避難者数は、市が把握している方については42世帯95名、うち「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」、いわゆる「原発避難者特例法」に基づく指定13市町村の避難者数は29世帯58名となっております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 福島からの一時避難者の多くは、住民票を居住先に異動していないので、各自治体が作成する災害時等の要支援・援護者リストに避難者が対象となっていない場合も多いと聞きますが、牛久市の場合はどうような状況でしょうか。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 災害時避難行動要支援者名簿については、「牛久市地域防災計画」により、要介護認定3から5を受けている方、身体障害者手帳1級または2級を所持する方、養育手帳マルAまたはAを所持する方、精神障害者手帳1級を所持する方、市の生活支援を受けている難病患者などを掲載することとなっておりますが、牛久市へ住民登録していない避難者の場合は、これらに該当する方がいたとしても、その事実を把握することが困難な状況でございます。

しかしながら、民生委員、児童委員から支援が必要であると認められた方については、住民記録が他市町村であっても、要支援者名簿への記載が可能となっております。

現在、これにより牛久市に住民記録がない方についても名簿への記載がございましたが、福島原発事故による避難者がこれに含まれているかどうかは把握しておりません。以上です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） もし今、把握されていないということでしたら、把握する努力をどのように行うのか、そのことについて、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

さらに、自主避難者に対する福島県の住宅補助がことし3月で打ち切られるという状況の中で、住むところがなくなるという状況は、ぜひ回避しなければならないことだろうと思うわけですが、茨城県は自主避難者への県の独自策として、県営住宅の優先抽せん制度というものを発表しました。優先といっても、1段、2段優先する程度で、実質どの程度かということは見てもないとわかりませんが、それにしても独自の施策を打ち出しているわけですが、牛久市においては、もし自主避難者から要望が出た場合、市営住宅への避難者の優遇策というものが考えられるのか、その点について伺いたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 支援の打ち切りに関しましては、市営住宅への入居という条件の中にそういうものを加味するかどうかというご質問ですけれども、現在のところは、牛久市としては考えておりません。以上です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 事故から6年たって、今のような状況が続いていると。その中で、各自治体の中で、それも避難者、被災者たちに対するさまざまな支援が組まれているわけです。

この牛久市においても、ぜひ市営住宅への優先的な入居ということも含めて、支援策というものを考えていただきたいと思いますけれども、今後検討していく余地というものがあるのかどうか、全くないのかどうか、その点について伺います。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 再度の御質問ですけれども、まず今回の打ち切りに関して、福島県では新たな家賃支援等も用意されております。こちらをまず優先していただきまして、入居を考えていただくと。その後で、牛久で市営住宅という希望があれば、その辺は、先ほど申し上げましたけれども、市民と平等で入居条件等は今までどおりやっていきますけれども、そういうことで、独自のということは現在のところ考えておりません。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 市民との平等性というのはもちろんのことであるわけですが、被災者に対する支援というところの視点というものが大変重要なわけですので、ぜひその点、独自の施策ということについては、私はやはりこだわったほうが良いと思いますし、必要かと思しますので、検討をこれからも引き続き行っていただきたいと思えます。

それから、入居時の敷金、手数料などについては、国からの補助金として支払われているということでもありますけれども、仮に借家から出ていく場合に、クリーニング代等の費用というものがどのようになるのかということも一つの問題になるわけですが、この点については、牛久市ではどのような状況になっているのか、どのように考えているのか伺います。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 民間住宅借り上げによる応急仮設住宅については、入居に際して家賃相当2カ月分の敷金を支払っておりますので、そちらで退去時の現状の回復に充てられていると考えております。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 一時避難者宅の訪問の中で、一時避難者から出されたニーズ、要望、こういったもので、特に御紹介いただけるものがあれば聞かせていただきたいと思えますが、

いかがでしょうか。

○副議長（尾野政子君） 市民部次長高谷 寿君。

○市民部次長（高谷 寿君） 福島原発事故による避難者への支援制度等の担当窓口は、そのほとんどが避難元の市町村となっております。

また、各種相談の受付については、福島県が開設している「相談ダイヤル」を初め、同県が実施している「県外避難者への生活再建支援拠点事業」による相談会の実施、さらには福島県外避難者の会合等への人材派遣等、さまざまな相談体制が用意されております。また、当市に避難されている方も利用可能となっております。

なお、原発避難者としての当市に対する要望については、現在のところ寄せられておりません。以上です。

○副議長（尾野政子君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） これから、避難者の方、自主避難者も含めて、さまざまな困難な状況というものが想定をされるわけです。

この牛久市で住まわれている方だけでもできる限りのことをしていくということが、私たちの務めではないかとも思われます。ぜひ、牛久市独自の施策としても可能なことは行っていくと、積極的に検討を加えていただきたいと、このように最後をお願いをいたしまして、私の一般質問にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（尾野政子君） 以上で、7番杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時13分休憩

午前11時25分開議

○副議長（尾野政子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 改めまして、おはようございます。公明党の藤田尚美です。通告順に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目、ひとり親家庭の支援策についてであります。

初めに、ひとり親家庭の現状について伺います。

ひとり親世帯が増加しており、特に母子世帯がふえ、親の低年齢化が進んでおります。その

中、生活が苦しいとする世帯は85%を超えております。

厚生労働省の全国母子世帯等調査では、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯となっており、平成18年に比べると、23年は母子世帯が約9万世帯増加し、父子世帯は約2万世帯減少しています。

そこで、牛久市のひとり親家庭の状況を、平成27、28年を比較してお示しください。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市におきましても、ひとり親家庭は増加傾向にあり、平成27年12月末現在で705世帯、平成28年12月末現在では712世帯となっておりまして、この1年間で7世帯の増加となっております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、構成割合ですが、母子世帯、父子世帯になった理由別の構成割合の調査によると、母子世帯は「離婚」80.8%と最も多く、次いで「未婚」の母が7.8%と、「死別」の7.5%より多くなっています。

父子世帯では、「離婚」が74.4%と多く、次いで「死別」が16.8%となっています。

先ほどの712世帯のひとり親家庭になった理由別の構成割合をお示しください。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） ひとり親になった理由としましては、母子家庭、父子家庭とも「離婚」が約9割を占め、続いて母子家庭は「未婚」が約1割、父子家庭は「死別」が約1割となっております。なお、父子家庭に「未婚」世帯はございません。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、児童扶養手当であります。

児童扶養手当とは、父母が離婚するなどして、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために支給される手当であります。

国の調査によると、児童扶養手当の受給者は年々増加しています。受給がふえたのは、家計の苦しい母子世帯の増加影響と、20代以下のひとり親家庭の増加が要因と言われています。

市としての児童扶養手当の対象者世帯数をお示しください。

また、対象者世帯数は全体の何%に値するのか、お伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 平成28年12月末現在、児童扶養手当の受給資格者は712世帯で、このうち児童扶養手当の「全部支給」の方と「一部支給」の方の合計は610世帯で、全体の約86%は金銭的な給付を受けております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 全体の86%の方が対象であるということですが、残りの14%の家庭が対象外となりますが、どのような理由からでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 児童扶養手当の支給対象外となる方は、本人や同居の扶養義務者の所得が法に定める所得制限を上回る場合は「全額支給停止」となります。

また、婚姻の届け出をしていなくても「事実婚」の状況にある方は資格要件に該当しないため、支給の対象外となります。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、就労状況についてお伺いいたします。

平成23年全国母子世帯調査によると、母子家庭の約81%、父子家庭の約91%が就労しており、就労母子家庭のうち、正規の職員、従業員は39%、パート、アルバイト等は47%、就労父子家庭のうち、正規の職員、従業員は67%、パート、アルバイト等は8%、また母子家庭になる前の働いていない女性の方は25.4%ですが、現在では15%であり、また母子家庭になる前の正規社員は29.5%、現在では39.4%と9.9ポイントふえておる状況であり、また母子家庭になる前の非正規社員は57.4%、現在では52.1%という結果が出ております。

働くに当たって、母子家庭の母が置かれている事情としては、子育てと就業との両立が困難なことや、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったことが挙げられます。

そこで、牛久市の就労状況と就労支援について、お伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 児童扶養手当の受給者のうち、就労している方の割合は、平成27年12月末現在で約55.7%、平成28年12月末現在で56.4%と、微増傾向にあります。

しかしながら、児童扶養手当が「全額支給停止」になる所得を得ている方の割合は、両年度とも全体の約11%でしかなく、多くの家庭の生活は依然として厳しい現状となっております。

市では、今後ともハローワーク龍ヶ崎の出張相談を毎月実施するほか、看護師等の国家資格取得を目指す「高等職業訓練促進給付金」の給付を行うなど、就労に重点を置いた自立支援をきめ細かく行ってまいります。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今、答弁の中に「高等職業訓練促進給付金」のお話が出ましたが、今現在、利用している方は何名いらっしゃいますか。また、その資格取得後の就労状況をお伺い

いたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

「高等職業訓練促進給付金」の対象になっている方は、現在7名の方となっております。そのうち、4名の方がことしの春に卒業する見込みとなっております、例えば看護師を目指しているわけなのですが、その試験の結果というものはまだこれからということですから、資格が取得できれば4月から就職が決まるということとなっております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、養育費確保支援です。

離婚母子家庭のうち、養育費の取り決めをしている世帯は38.8%となっています。これ以外の世帯において、養育費の取り決めをしていない理由として、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多く、次に「相手とかかわりたくない」などがあります。

また、養育費の受給状況については、「現在も受給している」方が19%、「受けたことがある」が16%、「受けたことがない」方が59.1%であります。養育費の確保は必ずしも十分とは言えない状況にありますが、母子家庭が経済的に自立し、その児童が健やかに成長するためには、母子家庭の母が養育費をその父親等から確保することが重要であります。そこで牛久市の養育費受給状況をお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 養育費につきましては、平成24年4月に民法が改正され、協議離婚の際には、面会交流や養育費の分担についてもできる限り取り決めを行うようされてはおりますが、現状は厳しいものがあります。

今年度12月末現在で、母子家庭571世帯のうち、424世帯74.3%、父子家庭では父子家庭38世帯のうち37世帯97.4%が養育費の支払いを受けていない状況です。

ほとんどの世帯は養育費がなく、就労収入と児童扶養手当、児童手当で生活している現状となっております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 97.4%の方が養育費を受けていないということで、支援制度を知ることとは大切なことであると思います。

そこで、次の質問に移りますが、情報サイトを立ち上げて、支援内容の周知が大切であります。ひとり親家庭からも、「ひとり親情報サイトが欲しい」との声が届いております。内容として、「支援情報をわかりやすく提供してもらえると、スムーズに支援を受ける申請ができ

る」と言われました。また、「申請書もあわせてダウンロードできるとなるとお利用しやすい」とのことでした。

ただ、制度を張りつけるのではなく、わかりやすく、ひとり親家庭も子育てママ・パパですのでかわいらしくレイアウトをして、見やすいひとり親情報サイトの提供について、お伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） ひとり親家庭情報サイトについてお答えいたします。

市のホームページにおけるひとり親支援の案内につきましては、ホームページ上段のナビゲーションメニューの「子育て・教育」の中にメニューとして「子育て情報サイト」と「ひとり親」がございます。

「子育て情報サイト」の中では、コンテンツシーン別に「ひとり親」を設定しておりますが、今後、利用者の視点に立ち、見やすく、わかりやすく随時改修してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、見やすい情報サイトの掲載をよろしくお伺いいたします。

次に、ひとり親家庭のしおりについてであります。

先ほども情報提供についてお伺いいたしました。重ねてしおり作成の提案であります。

ひとり親家庭では、携帯を利用されていない方がいると伺っています。支援内容を細かく、わかりやすく作成し、対象世帯に配付します。役所になかなか足を運ぶ余裕がない家庭には、とても助かる冊子となると思います。

「ひとり親家庭の情報が少ない」との声が届いております。東京都狛江市や、こちらは西宮市、これは「ひとり親家庭福祉のしおり」ということで冊子をつくられておりますが、このような冊子をつくり、制度の情報を充実に掲載されています。

しおりを作成し、活用してもらうことで、さまざまな負担が軽減され、生活支援に役立つと考えますが、お伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） ひとり親家庭のしおりの作成について、お答えいたします。

現在、こども家庭課窓口では、茨城県が作成したパンフレットを使用しております。茨城県のパンフレットの内容は、保護者への経済的な支援や就労などの自立支援のみであるため、市では、お子さんのための居場所や学習支援の情報も提供していく必要があると考えております。

このため、現在、放課後児童クラブや放課後カッパ塾、土曜カッパ塾などの情報も盛り込んだ市独自のガイドブックを作成中であり、8月の現況届受け付けのときに配付できるよう、作

業を進めているところでございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、8月の現況届にガイドブックを配付してくださると伺い、安心いたしました。冊子が活用できる内容に仕上がるよう、お願いいたします。

次に、相談窓口の一本化について伺います。

ひとり親家庭の方より、「相談内容によって窓口を移動しなくてはならないことは負担である」とのこと、「1人の担当者が、何でも子育てのことや教育のこと、住まいのことなど乗っってもらえるような相談窓口をつくってほしい」と要望がありました。御見解をお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私からは、相談窓口の一本化についてお答えいたします。

ひとり親家庭の保護者の皆様の方や、離婚、死別、未婚などのさまざまな背景により、それぞれの複雑な悩みや困難を抱えている方が多く、窓口の対応が保護者に二次的被害を与え、孤立を深める原因になってしまうこともあります。

このために、窓口では保護者の置かれている状況によって個別に対応することとしており、個別の相談室での関係各課の職員も同席して相談を受けたり、家庭相談員が保護者に同行して、各課で手続を行ったりしております。

また、ひとり親の保護者は、育児から高校卒業までの間、お子さんの成長に伴って、さまざまな子育ての困難が出現することも多く、保護者とお子さんを長期にわたって温かく見守り、支援することが必要でございます。

このためにも、ひとり親の相談窓口としては、今後とも児童扶養手当担当と、こども家庭課の中にある家庭児童相談室の家庭相談員が中心となり、関係各課と連携を図りながら、ワンストップに近い形で、切れ目ない支援を続けていきたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） ワンストップに近い形の対応ということで、より一層ひとり親家庭の方々に寄り添って、相談を聞いていただきたいと思います。

次に、児童扶養手当の現況届の8月に、市の今、答弁がありましたガイドブックを配付しながら、アンケート調査を実施し、ひとり親家庭の実態調査が必要だと考えます。アンケート内容とは、今、何か不便なことはないですかとか、困っていることはないですかというふうに対話をしながら、お米はありますか、布団はありますか、また光熱費はとまったことはありますか、制服は大丈夫ですかなど、生活状況を聞いていく中で、それぞれの家庭の支援が明確になると思います。例えば、食事が困っている食糧困窮者であれば、フードバンクを利用できるよ

う対応したりと、具体的に考えられると思います。

実態把握をし、市としての独自の支援策も検討が必要だと考えます。アンケート調査の実施についての御見解をお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） アンケート調査についてお答えいたします。

児童扶養手当の受給者は、手当を継続して受給するために、毎年8月に現況届を提出する必要があります。現況届の受け付けは、必ず対面式で行うため、ひとり親の困り事やニーズを把握するよい機会となっております。

市では、平成27年度から、この現況届の受け付けのときに簡易なアンケートを実施しております。平成27年度は、保護者の就労の実態と転職の希望について、平成28年度は就学援助費やカップ塾等の利用実態について調査し、あわせて制度の周知も行いました。

アンケートは、平成29年度も同様に実施いたしますが、さまざまな支援制度につなげることができるように、聞き取り項目については今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） ぜひ対面式の対話をしながら、一人一人の家庭に置かれている状況をしっかりと把握していただきたいと思います。

次に、「孤育て予防」についてであります。

社会経済環境の変化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域・家庭内からの孤立化による育児不安や負担感が大きくなっております。安心して子連れで出かけられる場所を知らず、子育ての場が自宅しかない母親、父親もおります。また、母親の産後うつや乳幼児虐待など、育児不安を背景としたさまざまな問題も増加しております。育児不安や孤立感ゼロ歳児を持つ母親に多いことから、妊娠期から子育て期にわたって子育て家庭を孤立させない切れ目のない支援が重要となっております。

そこで、孤立育児の予防としての取り組み状況と、今後取り組んでいく事業についてお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 孤独で孤立した状況での子育てを防止することは、産後うつや虐待防止の観点から大変重要であると認識しております。

牛久市では、平成28年4月より子育て世代包括支援センターを保健センター内に設置し、妊娠届に来所された妊婦さん全員に保健師が面談を行い、状況の確認と相談を実施しております。妊娠期から仲間づくりができるように配慮した両親学級や妊婦交流会を実施し、孤立した

状況にならないよう取り組んでおります。

産後も、早期から助産師等の家庭訪問で、保護者の身体的、精神的な疲労について確認し、相談に応じ、必要な方には、平成28年4月から開始した「産後ケア事業」の利用を勧めております。

さらに、平成29年度からは、より相談しやすいシステムとして、直通の「子育て世代包括支援センター「すまいる」専用電話」を設け、個別の相談に保健師が応じます。

また、情報提供のツールとして、母子健康手帳を交付時に、市で作成した「子育てハンドブック」を配付いたします。主に、妊娠期から1歳ごろまでの生活上の留意点や保健サービスなどの情報を掲載したもので、家族全員が子育てにかかわる際に必要な内容となっております。

子育てにおける孤立を防止するために、母子保健事業の教室、相談、健診等の全ての事業において仲間づくりに配慮するとともに、事業に参加しない方には保健師等が定期的に電話や訪問等でかわりを持つなど、個別の対応に取り組んでおります。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今の答弁で、さまざまな取り組みをされていることと、また新しい新規事業が加わるということ伺い、支援をされていることに大変ありがたく思っております。

そこで、さらに子育て家庭と地域をつなぐ「きずなメール」の発信事業の導入の提案について伺います。

先日、根本市長宛てに「きずなメール」発信事業の導入の要望書を公明党市議団で提出させていただきました。「きずなメール」の発信事業とは、妊娠期から3歳誕生日を迎えるまでの乳幼児の保護者を対象とした支援情報やメッセージを提供する「子育て応援メール発信事業」であります。子育て家庭を取り巻く情報環境の変化の中、スマートフォンの普及により、子育て世代の多くはネット上で情報収集をする習慣が一般的になってきています。そして、習得できる情報量は大幅にふえましたが、ネット上の情報は確かな情報の取捨選択が厳しくなっています。このような情報の取捨選択が個人に委ねられる場面が多くなったことで、妊娠期や子育て中の母親がストレスを感じてしまう場合があり、「検索不安」という言葉も登場しています。

そこで、現在の子育て世代に適した情報提供として、医師、専門家監修の情報と、住んでいる地域、自治体情報の組み合わせが日々タイムリーに自分の自治体から送られてくるという形は、不安を抱えやすい子育て世代の安心につながります。

実際に導入している全国32自治体で実施している読者アンケートでは、日常生活や気持ちの面への影響に関する質問に対して、「不安な気持ちが和らいだ」と答えた人が62.5%、「区の子育て支援サービスを利用するきっかけになった」と答えた人が産後では47.5%となりました。

また、プッシュ型情報発信により、妊娠するまで自治体との接点が少なく、自分の知りたい情報のありかが広報紙なのかホームページなのかわからない母親でも、一度登録すれば、その後自動的にメールが届きます。このメールを母親が夫に転送したり、祖父母にも共有しているケースが多く、子育てにかかわる環境をつくり出す効果があります。

人になかなか会うのが苦手、話をするのが苦手、人とかかわりたくないママはいます。そこに入り込んでいくということが、ママにとっては大きなストレスをかけます。そこで、さまざまなニーズに寄り添う意味でも、メッセージ情報事業「きずなメール」発信事業を導入して、子育てに家庭に安心感をもたらしてはどうかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 「きずなメール」は、子育ての情報提供ツールで、定期的に妊婦やお子様の月齢に合わせた内容がメールにより配信されるサービスです。平成27年度に、茨城県が導入時の補助事業を実施したことから、平成28年度現在で県内9市町村で導入されております。

平成27年第1回定例会で御答弁いたしましたとおり、「きずなメール」は定期的に情報が送られてくることで安心したり、子育てに前向きになれるなどの一定の効果があると言われておりますが、その反面、一般的な情報提供であるため、人によっては育児不安を増強させることも心配するところであります。問題を抱える方の多くは、相談内容を明確に自覚したり表現することが難しいため、直接相談できる対人サービスが必要であると考えております。

市といたしましては、先ほど答弁したとおり、より相談しやすい「子育て世代包括支援センター「すまいる」専用電話」の設置、仲間づくりに配慮した事業の実施、保健師による定期的な電話や訪問でのかわりなど対人サービスの充実を第一に、孤立した子育ての防止に取り組んでまいります。モバイル通信サービスのニーズが高まり、さまざまな形態での情報発信が求められていることを鑑み、今後「きずなメール」につきましても検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 対人サービスも大切であります。先ほども話しましたが、人とかかわりたくないママもいます。ニーズに合わせて支援を考えることも大切でありますので、前向きな検討をよろしく願いいたします。

次に、学校におけるICT環境整備について、お伺いいたします。

2020年度の学習指導要領改訂に向けて、国は教育の情報化加速化プランをまとめ、ICT教育環境の整備について数値目標を示し、各自治体の整備促進を呼びかけています。

学校における教育の情報化の実態等に関する調査の結果では、教育用コンピューター1台当

たりの児童・生徒数は6.4人、台数で言うと191万7,000台であります。普通教室の校内LAN整備率は86.4%と、前年度から0.8%増加しました。また、無線LAN整備率は23.5%で、前回調査から2.2%増加しています。デジタル教科書の整備率は、39.4%で、前回の調査の37.4%から2%増加しています。

地域ごとに整備状況を見てみますと、大きな差があることは現実であります。

そこで、牛久市のICT環境の現状をお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 牛久市のICT環境の現状について、お答えさせていただきます。

ICT教育につきましては、ただいま議員からもございましたように、2020年に学習指導要領が改訂される中で、コンピューターなどを意図したとおりに動かすための論理的な考え方、いわゆるプログラミング的思考と情報活用能力の育成を目指したプログラミング教育が始まり、教育現場におきましては、これまで以上にコンピューターを活用した学習活動の充実が求められているところでございます。

そのような中、ICT教育環境整備につきましては、国が教育振興基本計画において、教育用コンピューター、電子黒板、無線LAN、校務用コンピューターなどに数値目標を示し、各自治体に整備状況の報告を毎年求め、整備促進を呼びかけているところでございます。

牛久市におけるICT教育環境整備の現状といたしましては、平成28年3月に国が行った調査において、教育用コンピューターの設置が児童・生徒3.6人当たり1台の目標に対しまして、12.1人に1台、電子黒板整備率が普通教室100%の整備目標に対し、5.2%となっておりまして、国の目標に対しましても、また近隣市町村と比べましてもおこなれているという状況でございます。

教育用コンピューターの機種についても、中学校は平成26年度に各校44台のタブレット型コンピューターを導入したものの、小学校につきましては、整備後約7年経過した据え置きタイプのデスクトップ型パソコンを活用している状況で、入れかえの時期が来ているところでございます。

また、電子黒板や大画面モニターなどの大型提示機器の整備につきましても今後の課題となっており、現状では地上波テレビ放送を見るために数台設置されている42型テレビをモニターとして使用している例も見られる状況でございます。子供たちにとって、見やすい電子黒板の大きさは60型から80型であることからしても、大型モニターの導入の検討もしていかなければならないという現状でもございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 整備率がおこなれているということで、次に電子黒板の導入についてお

伺いたいします。

I C T環境の整備が十分に整っていないとの先ほどの答弁でしたが、第2期教育振興基本計画に示されている整備目標を一気に達成することは困難だと考えます。現状を十分認識した上で、段階的に整備を進めることが重要であります。例えば、タブレットP Cを使うためには、無線L A Nや電子黒板の整備が前提条件となります。

土浦市は、全学校の全学級に電子黒板を継続的に整備を進めております。

そこで、私は電子黒板を導入している土浦市立土浦第二小学校に視察に行っていました。市にも、やはりI C T環境の教育に関する分野がありませんでしたので、教育委員会独自でこのように土浦教育情報化計画を平成26年3月に策定し、市における教育の情報化の現状を踏まえ、今後取り組むべき課題を整理し、効果的な情報化推進の指針を明記されています。段階的に整備をするための計画は非常に大切であります。土浦市も、土浦教育情報化計画をもとに整備をされているわけですが、電子黒板の設置方法など見せていただいた中では、日常的に土浦市は使える常設型で、黒板に張ってありまして、大きさは黒板の半分ぐらいであります。教員の机の上にはノートパソコンや書画カメラを設置してありました。

導入による効果としては、視覚的な提示ができるので、意識が授業内容に向くようになる子や、子供たちの積極的な発言や会話がふえたそうです。また、その画面には、社会の授業でしたが、動画が映し出されまして、いろいろな歴史の勉強をすることができたことがありました。

国では、教育I T化に向けた環境整備4カ年計画として、平成26年から29年で、毎年1,678億円の地方財政措置が講じられております。第2期教育振興基本計画で目標とされる水準には、電子黒板、実物投影機の整備として1学級当たり1台、教育用コンピューター1台当たりに児童・生徒数3.6人、超高速インターネット接続率及び無線L A N整備率100%、校務用コンピューター、教員1人1台とあります。

このような計画を打ち出されていることに対して、市としての対応、電子黒板の導入について、お考えをお示してください。

私自身、計画をしっかりと立て、全学級に整備ができるよう、まずはモデル事業として新設される中学校に新設、設置してはどうかと思いますが、重ねて御見解をお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

ひたち野地区の新中学校が建設され、そこに整備されるI C T教育環境としては、タブレット型コンピューター、教師が使う校務用コンピューター、電子黒板や大画面モニターなどの大型提示機器、各教室の無線L A N環境などが考えられます。

その中で、電子黒板や大画面モニターなどの大型提示機器の整備につきましては、各教室に

においてタブレット型コンピューターやデジタル教科書を使って授業を行う場合にも、また教師がみずから作成し準備したデジタル教材を児童・生徒に示しながら授業を行うにも必要不可欠な機器であると考えます。

電子黒板もちろんですが、2020年の学習指導要領の改訂に向けて、教える側の教師のICT機器を使った授業のスキルアップが必要な時期に来ておりますので、ICT機器全般について早急な整備が求められております。

また、機器の整備とあわせてデジタル教科書などの導入により、全ての教師がICT機器を使いこなして、授業を行いやすい環境整備も必要であると考えます。

子供たちにとっては、日常的に電子黒板やタブレットのある教室で学び続けるか、黒板とチョークだけの教室で学び続けるかで学力に大きな差が生じるばかりでなく、将来の職業選択にも少なからず影響が出るのではないかと考えております。

また、ICT機器を使用した授業展開は授業を準備する教師の負担軽減にもなり、このことで教師が子供たちと向き合う時間の創出につながります。

教育委員会では、平成28年10月の定例会におきまして、牛久市ICT環境整備基本方針について話し合わせ、電子黒板や大型モニターテレビの配備、教育用としてのタブレットPCの整備、普通教室の無線LANアクセスポイントの整備、デジタル教科書の使用、教員用の校務用パソコンの入れかえなどを方針とし、これに沿った予算要求を行っていくことといたしました。5年間で4億円を超える支出となりますが、分散して年次計画で配置することで、後の入れかえの際の支出も分散できると考えておるところでございます。

教育委員会といたしましては、電子黒板などの大型提示機器とデジタル教科書、普通教室に持ち込んで授業を展開できるタブレット型コンピューターと、教室における無線LAN環境の整備、教師が使う校務用コンピューターなどICT環境整備につきまして、今後計画的に予算計上し、国が設定した目標を達成すべく、引き続き努力をしまいたいと考えているところでございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今回の牛久市第3次総合計画の後期基本計画の中に、情報化社会に対応する教育環境を整備するというところで、ICT教育のための環境整備として、電子黒板、デジタル教科書、タブレットなどの導入を推進しますと盛り込まれました。このことは、一歩前進したと思います。全学校の全学級に設置に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（尾野政子君） 以上で、1番藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時10分休憩

午後1時15分開議

○副議長（尾野政子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 皆様、こんにちは。日本共産党の遠藤憲子でございます。

今回、多くの議員が稀勢の里の優勝、そして横綱昇進に沸く牛久市のあり方など質問を行っております。全国に牛久市の名前を知らせた功績は大変大きいものと感じております。今までは、牛久市といってもぴんと来てもえなかったことがありましたが、これからは、あの稀勢の里の牛久といえはすぐに通じるようになります。明るいニュースの一方で、牛久駅の顔でもあったイズミヤの撤退問題は今後のまちづくりをどうしていくのか、行政だけでなく、議会も住民にとってもこれから大きな課題となっておりまいます。

それでは、通告順に従いまして、今回3項目について一般質問を行います。

初めに、子育て支援について。

就学援助制度の現状と支給項目について行います。

就学援助制度は、経済的に困難な家庭に対して、学用品や給食費など学校にかかわる費用の一部を援助するものです。牛久市の現状と支給項目について、さらに牛久市独自の支給項目の拡充について、お尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 御質問にお答えいたします。

就学援助制度につきましては、牛久市に住民票があり、経済的に困難な状況にある方に対しまして、学用品や給食費などの学校にかかる費用の一部を援助する制度であります。

本年度につきましては、小学校228人、中学校166人の合わせて394人を認定しており、昨年より9人ふえている状況にあります。

現在の援助項目といたしましては、新入学児童生徒学用品費、学用品及び通学用品費、学校給食費、校外学習費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費、PTA会費などを7月と3月に学校長を通じ保護者に直接手渡しをしております。

特に、平成26年に項目及び金額の見直しを実施いたしまして、PTA会費を項目に加えるとともに、中学校の宿泊を伴う校外活動費をこれまでの5,840円から、スキー学習参加な

ど多額の費用がかかることから、実費の半額支給に拡充をしたところでもあります。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、平成26年度から項目の見直しが行われたということがございました。現在、子供の貧困問題等を含めると、かなり、やはり教育にかけるお金が困難な家庭というもの、28年度では9人ぐらいふえているということでございました。

しかし、今後につきましても、牛久市独自の支給項目、今後やはり拡充をしていく考えはどうか、お尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 拡充についてということですが、実際に支給額等も、実際のかかる経費とは若干ずれている、そういったところも、例えば入学準備金などについてもあると思いますので、いろいろな項目をまず見て、また金額を増額できるかどうかはよく検討していきたいと思っております。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、ぜひ検討のほどよろしくお願いたします。

続きまして、入学準備金の入学前支給について伺います。

中でも、新1年生の入学準備金が入学後に支給されている問題では、各地で入学前支給を求める動きが出てきております。県内では、入学前支給に取り組む守谷市、昨日、同僚議員の答弁でもありました、その守谷市では昨年12月13日に行われました議員全員協議会で、入学準備金の入学前支給について説明がありました。そして、入学援助費交付要綱を改正して、この3月には実施するというものであります。

支給に向けてのスケジュールが立てられており、案内方法といたしましては、小学校入学予定者の保護者には1月中旬ごろに就学通知書に案内文書を同封、また就学援助中の中学校の予定者には、本年度から入学準備金を入学前に交付する旨の通知が発送されたとのことでした。

入学準備金は、新1年生のみが対象となり、28年度の金額は、小学校では2万470円、中学校では2万3,550円となっております。2月18日付の朝日新聞、多くの方がごらんになっていると思います。全国で約80の市区町村が入学後支給から入学前に変更をしていたと伝えております。

この春入学します小学校1年生、そして中学校1年生の両方、またいずれかを支給する前から前倒しをする自治体は、東京都の新宿区、世田谷区、八王子市、神奈川県大和市、海老名市、北九州市などで行われる予定だそうです。大半が3月に支給をするより早い12月や1月とした例もあります。支給額を独自に上乘せをしました群馬県の太田市では、小学校1年生では4万円に、そして中学校1年生には6万円にしたと増額の報道がされております。

2014年に施行されました「子どもの貧困対策法」では、貧困対策は自治体の責務と明記をいたしました。3月から前倒し支給の八王子市の教育委員会の担当者は、「対策法は意識しているが、予算措置を伴う新たな貧困対策がなかなかできない。前倒しは、事務手続の見直しで可能なために決めた」と話しております。

牛久市の場合は、昨日の同僚議員の入学前支給の質問に、「事前支給は必要と考えているが、転入、転出の多い3月に判断の基準となる直近の所得の把握が必要となり、確定してからの支給となる」、このような御答弁でした。

市の入学前支給の考え方、お尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

新入学児童生徒学用品費の平成28年支給対象者は、小・中学校で78人へ総額174万8,340円を7月に各学校を通じまして保護者へ支給をしております。入学前の支給につきましては、先日、尾野議員さんの質問にも答弁をさせていただきましたけれども、現在のところ、県内では守谷市のみが実施しており、牛久市といたしましては、もちろん入学前の支給ということも必要であると考えておりますが、近隣の市町村の状況等を十分に踏まえ、よりよい支給を検討してまいりたいと思います。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） よりよい支給ということではどういうことを指すのか、それについては御答弁は結構でございます。

先ほど、入学前支給を決めた東京都の八王子市では、所得の把握の基準は入学年度の基準ではなく、前年度の基準を用いて算出をしているとのことでありました。6年生が、新中学1年上がるときには前年度の状況から判断をできるのではないのでしょうか。確かに、3月、4月は転入、転出が多いことが事実でございますが、前年度の収入が低い場合など、就学援助に該当するかしないか、また所得の証明が必要となることを事前に該当者に提出を求めれば対応できることではないのでしょうか。

こういうようなやり方、検討するかどうか伺いたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 議員さん御指摘のように、就学援助の費目について、例えば入学前の児童・生徒の入学準備金については、例えば前々年度、前年度の所得、そういった状況で判定が可能かどうか、あるいはそのほかのものについては当該年度、最新の所得状況によって判断するとかそういったものも十分、対応はほかの自治体でやっているところがありますので、そういったものは可能かどうか也十分に検討していきたい、そのように思います。以

上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今の八王子市の問題なんですけれども、八王子市では2017年度に入学する子供の場合、例えば確定をして、転出をしてしまった、しかし返金は求めていないとしています。しかし、転出先の自治体には入学前支給を行った旨、このように通知をしております。要するに、ダブって支給をすることはしないということですね。

牛久の場合、仮に確定前に支給する、その方が転出をしてしまった場合、返金を求めていくことになるのでしょうか。伺います。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えします。

まだこれから検討ということで、例えば市内に住所がある、それを基準日、例えば2月1日に居住していた場合というところで踏まえますと、それ以後に転出をしてしまうと、転出された方に返金を求めるかどうかというところなんですけれども、広い意味で二重に受給を防ぐというところで、議員さんおっしゃるように、転出地の市町村に既に牛久で受けているという通知をすれば事足りるかどうか、もし前倒しで支給していくのであれば、そういった部分も十分に検討する部分かなと思っております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 昨年5月24日の国会で文部科学委員会、開かれたそうです。私も共産党の田村智子参議院議員が、就学援助の支給額の引き上げとともに、入学準備金を2月から3月に支給することを強く求めました。文科省は、児童・生徒が必要とする時期に支給されるよう市町村に働きかけること、こう約束しておりました。

今の御答弁でいきますと、まだ決まってははいないということなんです、入学準備金の趣旨をどのように考えておられるのでしょうか。入学準備金というものは、入学前に必要なものをそろえるための費用と考えます。入学をしてから支給されるようでは、本当に子供のためになると考えておられるのでしょうか。大人の都合だけで判断をしないで、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

次に、3番目として、2017年の国の予算案ですが、要保護に対します新入学児童・生徒の入学準備費用の国の補助単価が引き上げられました。この問題について伺います。

国の予算案では、要保護世帯の入学準備金の補助単価が、小学校では2万470円から4万600円、中学校では2万3,550円から4万7,400円と約2倍に引き上げられております。

準要保護世帯の国庫補助は2005年に廃止をされて、一般財源化をされておりますが、国

の言い分は、基準財政需要額の算定の中に入っているというのが国の言い分です。

準要保護世帯の認定基準は、牛久市の場合、生活保護の1.15倍と、お隣の龍ヶ崎市と比べても大変低い基準となっています。龍ヶ崎市は1.3倍であります。多くの自治体では、国の補助単価に合わせて就学援助を支給しておりますので、今回の単価の改訂につきましては、要保護世帯に準じるとしました準要保護世帯についても適用を求めるものですが、市の今後の考え方、お尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えします。

就学援助制度の対象者につきましては、要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮している方が対象であることから、入学準備金の支給についても、これまで生活保護の単価に準じて定めてまいりましたことから、今後、入学準備金は国の基準に準じた引き上げを、近隣の状況、あるいは、これは一般財源も必要になりますので、財政支出等を考慮して、前向きに検討してまいりたいと思います。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、単価の引き上げによりまして、市の負担額は幾らになるのかお伺いします。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 国の基準額どおり倍にということで、準じて引き上げを行った場合には約200万円程度、一般財源の支出額がふえるかなという形になります。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 約200万円の市の負担がふえるということでもあります。しかし、皆さん、今、教育というものは将来の主権者を育てるものと考えます。憲法第26条でも、教育を受ける権利を定め、教育の義務も定めております。そして、義務教育は無償としております。教育基本法第3条で、教育の機会均等を定めております。このような法律の趣旨からしても、国が財源を含めて本来の役割を果たすべきと考えますが、ぜひ子供たちの教育環境を保障する、このような観点から、市の考えを再度お尋ねするものです。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えします。

就学援助制度、入学準備金の形についても、家庭の貧困、あるいは教育の機会を奪うことがないようにということが基本であると考えております。家庭の経済状況に左右されることなく、子供たちの意欲や能力に応じた、例えば学校の選択が可能となるように、それらの状況に置か

れた家庭に寄り添う制度ということで認識しておりますので、ぜひとも前倒しの支給ですとか、準備金の増額についてはぜひ検討していきたいと思っております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 子供たちの教育環境を整備する、そのためにもぜひ前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、予防接種について伺います。

予防接種は、感染に対する対抗力、免疫を事前に獲得をして、感染自体を防いだり、感染時の重症化を防ぐ方法であります。

予防接種には、定期接種と任意接種があり、定期接種のワクチンは、国や自治体が乳幼児に接種を強く勧めているワクチンです。接種を受ける側にとっては、公費負担によりほとんどの地域で無料で受けられます。一方、任意のワクチンは接種するかどうかは接種を受ける側、つまり赤ちゃんなら保護者に任されているワクチンであります。例えば、任意接種のロタウイルス、市では一部公費負担で実施しております。激しい下痢や嘔吐による脱水で、点滴や入院が必要となるケースもあります。重症化すると大変な病気です。

このように、ワクチンで予防できる、重症化を防ぐためにも予防接種は重要と考へます。

定期接種と任意接種がありますが、主な種類と接種率についてお尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 「予防接種法」で規定されております定期予防接種は、平成25年度に小児肺炎球菌やヒブワクチン等の予防接種が導入され、平成26年度は水ぼうそうと高齢者肺炎球菌、28年度にはB型肝炎と、ここ数年で種類が増加しております。乳幼児から高齢者まで全てを含めると12種類30回の予防接種を実施しております。

平成27年度の接種率は、乳幼児の予防接種では、はしか風疹混合ワクチンの1歳児の接種率が98.8%、5歳児の接種率が96.1%、昨年の10月から開始しましたB型肝炎ワクチンの初回接種率が99.4%となっております。

集団発生が抑制されると言われる目標接種率95%を上回り、ほとんどの方が接種を実施している状況です。ただし、学童期の予防接種でありますに2種混合は72.9%となっております。

また、「予防接種法」以外の任意予防接種として、牛久市ではおたふく風邪とロタウイルス胃腸炎のワクチンについて実施しております。平成27年度の牛久市の接種率は、おたふく風邪が86.5%、ロタウイルスは85.1%となっております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、市の助成について伺いたいと思っております。

任意の接種のワクチンには健康保険が適用されませんので、接種費用は基本的に自己負担となります。しかし、市には接種費用の一部助成があります。市の場合の助成は幾らになるのか、また個人負担は幾らかをお尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 予防接種における市の助成は、子供の定期予防接種10種類28回分は全額公費負担で実施しております。子供の任意予防接種2種類4回分と、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌は一部助成を実施しております。

任意予防接種につきましては、市町村ごとに取り組みが異なっておりますが、おたふく風邪の助成は平成19年度より開始し、県内でもいち早く取り入れました。現在、これらの予防接種に助成している県内の市町村は、当市も含め、おたふく風邪が27市町村、ロタウイルスが16市町村となっております。

現在、定期、任意を合わせて中学生までに実施する予防接種1人当たりの料金は、最大32万円1,820円となり、平成27年度の決算額は約1億6,300万円となっております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、全体的な金額を伺ったんですが、それぞれ個人負担が幾らなのかということ再度伺います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 先ほど答弁しましたが、定期接種については全額公費負担となっております。

また、任意接種につきましては、おたふく風邪は金額としまして大体1万円ぐらいかかりますが、そのうち3,200円が市の負担、市で補助をしております。ロタウイルスのワクチンにつきましては、1価のものについては1万5,000円の費用について、7,500円の補助をしております。5価のワクチンにつきましては1万円のところを、5,000円の補助をしております。23価の肺炎球菌につきましては1万1,000円かかるところ、市の補助は3,000円となっております。また、高齢者のインフルエンザ、65歳以上の対象の方につきましては、2,500円補助をしております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、先ほど接種率につきましては、かなり高い数字を述べていただいたんですが、接種率の低いものはあるのかどうか伺います。そしてまた、あるとすればその理由、また接種率を上げるために行っていることなどは何か、お尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私からは、接種率の低い予防接種といたしましては、学童期に実施している2種混合と日本脳炎で、接種率は70%台となっております。乳幼児期に実施する4種混合が93%であるにもかかわらず、追加接種となる2種混合が72.9%と接種率が低くなっている理由は、対象年齢が11歳から12歳の小学生であるためと考えております。未受診者の対応といたしましては、平日は学校、土曜日は塾や習い事と通い、保護者も働いている環境の中で、予防接種のための受診時間がとりにくいという保護者の声を聞いております。

市といたしましても、予防接種で防げる病気で集団発生による重篤な合併症や後遺症が発生しないように、予診票の個別通知のほか、定期的な接種勧奨や広報活動等で接種勧奨を進めているところでございます。

今後も、接種状況の管理とともに、協力機関との連携をとりながら、接種勧奨を進めてまいります。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、小児のインフルエンザのことについて伺います。

茨城県内でも、小児インフルエンザ予防接種を助成している自治体が多い中で、牛久市は助成を実施しておりません。インフルエンザの今、流行ということでは、学級・学年閉鎖なども報告されている中で、助成を行う理由についてお尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 現在、「予防接種法」では、インフルエンザ予防接種は個人の重症化予防として、65歳以上の高齢者に対し実施することになっております。乳幼児に関しましては、一定の効果が示唆されてはいるものの、有効性が確立していないため、予防接種法には位置づけられておりません。

平成23年第2回及び平成25年第1回定例議会で答弁しておりますが、小児のインフルエンザ予防接種による発症の防止効果は、厚生労働省によると20から50%程度とされております。ワクチンを接種していても半数以上は発生するため、集団感染の防止効果は薄いとされています。

任意接種の助成につきましては、牛久市医師会の小児科専門医から、重篤な合併症や後遺症の予防効果の高い予防接種については優先的に実施すべきであるという医学的見地に鑑み、効果的な種類、接種時期、回数を相談しながら検討しております。

その結果、先ほども答弁しましたが、おたふく風邪とロタウイルスの助成を他の市町村に先駆けて助成を開始いたしました。現状では小児のインフルエンザ予防接種につきましては、助成する予定はございません。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 小児のインフルエンザについては助成の予定はないということですが、予防効果についてはほかのワクチンと比べてそれほど高くない、そして毎年流行する株が変わる、子供の場合では、A型では予防効果があるのは識者の間でも30%から50%、このように言われておりますが、30%ないし50%というこの考え方は、インフルエンザワクチンを受けていないグループと受けたグループで、インフルエンザにかかった人数を比べた場合、ワクチンを受けたグループのほうが30ないし50%少ない、こういう意味だと私は理解するものです。

ことしも、インフルエンザが蔓延をしております。龍ヶ崎の保健所でも、インフルエンザの流行、報告をされています。昨日、「かっぱメール」で神谷小の子供たちが学年閉鎖になったという、こういうようなメールなども来ております。

インフルエンザワクチン、確かに効果についてはいろいろと研究者の間でも報告が出ている中ですが、インフルエンザワクチンというものは発病予防だけでなく、重要化予防、このように接種することが有効という報告も出ております。ワクチン接種によりまして、結果としてもし受けなかった場合、脳炎、このような予防にもなるということでもあります。

現在開発中の新型インフルエンザワクチン、そういう技術も応用するなどして、よりよいワクチンの開発が望まれているところですが、それが完成するまでは現在のワクチンを毎年受けることが望ましいという、このような報告もされております。

牛久の中でも、昨年から、そして現在までもこのようにインフルエンザが流行して、子供たちに多大な影響を与えているところでは、再度インフルエンザ予防について伺いたいと思いません。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたが、インフルエンザ予防接種につきましては、国の方針としましては、個人の重症化予防として65歳以上の高齢者に対して実施するというので、こちら定期接種になっております。

また、小児につきましては、まだこういう医学的な見地のもとに、有効性というものが確立していないということが今の現状だと思います。

今後、そうした国の研究等も進んでまいりますが、それを注視しながら、市としては予防接種として実施するかどうかということを経験してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） インフルエンザの接種につきましては、公費助成というものが、昨

年11月28日現在で、少し資料があります。44市町村の中で、助成をしていないのが笠間市、牛久市、坂東市、五霞町、境町の5市町ということで、ほかの自治体ではやはりいろいろと理由があるにしろ、助成をしているということですね。

インフルエンザの予防接種をしたから流行がおさまるとは私は考えていないんですが、しかしやはりこのように実際問題として、子供たちに学級閉鎖なりそのような負担をかけているところを考えれば、やはりこの点については再度検討をお願いしたいと思います。

そして、次にですが、先ほど竜ヶ崎保健所管内におきましても、インフルエンザの流行が報告をされているということを伝えましたが、市が流行時に、今現在も流行しているんですが、こういう流行しているときに行っている注意喚起、そしてそのことによって効果をどう判断しているのか、お尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えします。

インフルエンザ流行期には、毎週木曜日に報告されます茨城県の感染症情報の動向をもとに、毎週「かっぱメール」で注意喚起を行っております。

感染予防対策としては、手洗い、うがい、せきエチケット、発症時の早目の受診について、メールや広報紙等で啓発普及を図っております。

こうした注意喚起とインフルエンザの発症予防の効果を検証することはできませんが、今後も感染症予防行動が市民の皆様に着するように、継続して啓発普及を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） これだけ、先ほど言いました、きのうも神谷小の学年閉鎖ですか、そのようなメールが届いています。そして、この中にも、子供たちには家庭においてはうがいや手洗い、予防のためのマスクの着用、また発熱や嘔吐などの症状がある場合には必ず医療機関を受診し、無理に登校しないようお願いいたします、このようなことがされております。

しかし、このような、ただ注意をするだけでは、結局インフルエンザは普通の風邪と違いまして、ウイルスによって感染するわけですから、非常にやはり難しい問題というものを抱えていると思うんですね。ですから、やっぱり一つの予防として予防接種を行うというようなことも今後考えていかなくてはいけないと思いますが、効果は薄いと、あと有効性が判断できないと、先ほど次長の答弁がありましたけれども、接種しないとリスクが2.5倍高まる、このような研究者の報告もあります。

今後、インフルエンザの問題、そしてまた新型インフルエンザということで、鳥インフルエンザとか、いろいろ新しいこのような病気等も、今後のこともありますので、今後やはりそう

というような場合には、即時にそのような、やはり子供たち、そして命を守るためにも対応をお願いしたいと思いますが、今後そのような事態になったとき、どのように対処するのか、市の考え方、再度お尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 小児のインフルエンザ予防接種の助成につきましては、先ほど答弁しましたとおり、現状では実施しておりませんが、将来的に現在の季節性インフルエンザが変異し、新型のインフルエンザ等の発生が生じた場合などにつきましては、国の方針を踏まえ、緊急時の対応として、小児も含めた住民接種を市が実施することとなっております。

今後も、インフルエンザ等の感染症流行状況を監視しつつ、子供のインフルエンザも含めた予防接種の優先順位というものも考慮しながら、予防接種について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、次の問題に進みます。移送サービスについてです。

移送サービスについては、市民の方から要望が寄せられたことで、以前に質問をした経緯がございます。

今回、社協に委託をしている事業の現状と課題ということで、質問を行います。

社協に委託しております重度障害者の移送サービス、身体上の理由によりバスやタクシーなどの交通手段を使って外出することが困難な方に対して、病院などの移動支援を行う簡易方式の在宅福祉サービスであります。

利用料金としましては、30分以内300円とし、以後30分ごとに300円の料金がかかります。しかし、社協のホームページの案内によりますと、サービス内容に、ご自宅から目的地間の送迎、または乗降等に伴う介助を行います、このようにうたっておりますが、現実問題としては、運転手の方は運転のみで、自宅から荷物を運び出すことはしていけないといえます。体の不自由な方ならば、車に荷物を運ぶためにボランティアを頼まない荷物が置き去りになってしまいます。また、病院に到着しても、荷物をおろすことは事業の中に入っていないので、また病院のボランティアを頼まなければいけなくなります。これは、移送サービスの事業が運転のみで、利用者の身体に触れることは身体介護とみなされるという理由です。

体の不自由な方も、自分で苦勞して車に乗るとき、シートベルト装着をしなければならないといえます。本当にそのような対応でいいのでしょうか。シートベルト装着のためにボランティアを頼まなければならないということは大変現実的ではないと考えます。このような細かいことですが、大変使いづらい、このような声が寄せられました。

身体介護は含まない、このようにうたっているためですが、このような扱いについておかし

いのではないかと、この方は言うております。

シートベルトの装着が身体介護かどうか、ルールを設けなければ切りがないと言えますが、衣服を整えることすらできない、体に指一本触ってはいけないのか、あるいは何か問題が起こったときの責任のとり方に対する考え方なのか。このような今の現状、社協に委託をしている事業について、お尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 重度身体障害者移送サービスは、バスやタクシーなどの一般の公共手段を利用することが困難な、市内にお住まいの車椅子を使用している方、あるいは重度の視覚障害のある方などに対して、ボランティアの協力により病院への通院や社会参加のために外出支援を行うものであり、ご自宅から目的地間の送迎、乗降等に伴う介助を行っております。

原則として、市内及び近隣の市町村までが利用範囲となり、その活動1回ごとに片道30分以内300円、以降30分ごとに300円の自己負担をいただいております。

議員おっしゃるとおり、利用者から乗降以外の介助を行ってほしいとの意見が寄せられておりますが、このサービスは自宅から目的地間の移動サービスであり、日常生活の介助を行うサービスとは異なること、その他の介助が必要な場合につきましては、利用者以外の介助者の同乗も同料金内で対応しておりますので、御理解賜りたいと存じます。

また、重度身体障害者の移送サービスは、運転業務を行うということから、協会のボランティアの年齢を75歳までとしておりまして、今後、協力していただけるボランティアの育成及び確保が課題となっているという状況もございます。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今の部長の答弁では、先ほど私にこのようなことを伝えてくれた方では、シートベルト装着にもボランティアを頼まなければいけないと理解をするものですが、本当にそういうような現実的ではない扱いで、この社協の事業というものができのうかどうか、伺いたいと思います。

そしてまた、社協の中の、先ほどサービス内容に、乗降等に伴う介助、このようにうたっておりますが、これは何を指しているのか伺います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま議員の御質問にございました、乗車した際にシートベルトの着用ができないというようなお話がございましたが、現実的に社協の重度障害者移送サービスの中では、シートベルトについても着用いたしておりますし、サービス状況の介助とい

うことはパンフレット等にも載せてございますが、写真も載っておりますけれども、車椅子を車に乗せる際に介助しているということも現実的にはやっております。

ただ、よく言われることが、目的地に着いた後、例えば病院での手続等、こういったことについては移送サービスの目的のほかになってしまうということで、お断りしているという実態がございます。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 乗降等に伴う介助、車椅子を乗せたりなどするという事はやっているという今の御答弁で確認をしたいと思いますが、この方、車椅子は乗せていただけるんですけども、荷物については乗せないと言われたようです。そのためにボランティアさんを頼んでいるそうです。病院のほうは、確かに車椅子はおろしてくれるんですけども、荷物については別な方を頼まなければいけないと言っておりましたので、ちょっとその辺は担当者と確認をしたいと思いますが、この辺について再度、答弁をお願いいたします。

そうしますと、シートベルトの装着についてはサービスの中に入っているのかどうか、この辺もちょっと確認をしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 重度障害のある方がお車に乗られた際に、シートベルトを締める等の作業については協力員の方がしていただけるということでございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 重度の身体障害者、いろいろと社会参加、そしてまた病院等の通院には社協の移送サービスを利用されているという方が大変多いと思いますが、この辺の実情等について、例えばアンケートとかそういうような考えはあるかどうか伺いたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 現在のところ、利用者からのアンケートの実施についての予定はございません。しかしながら、協力会員等、運転に携わるための研修、あるいは定期的にそれぞれの協力者たちが集まってのミーティング等を交わす中で、利用者の方々の声というものも寄せ合うということも現実的には行っております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、協力会員、確かに今、移送サービスに運転手募集というのもポスター等で拝見をしているところなんですけど、やはりこのような重度の方の外出支援を保障するところでは、大きな問題を抱えている内容と理解をするところです。

次に、今後の移送サービスの考え方について伺います。

先ほど、移送サービスについて申し述べましたが、障害者やそれから高齢者、このサービスがございいますが、利用しようと思っても、例えば路線バスの通っていない空白地域に限定など、制度で対応することにも限界があり、大変多くの方から改善を求める意見などが出されていることが現状であります。

今後、誰もが、移動手段を持たない人たちが自分の家から目的地まで行けるような、ドアツードアのシステムが必要となってくることは明らかであります。

移送サービスと通告をいたしました。交通弱者対策として、移動を保障するための考え方をお尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいま、今後の移送サービスの方向性と進め方につきまして、お答えいたします。

本市では、今年度策定しました牛久市地域公共交通網形成計画の中で、「地域ごとの移送サービスの導入制度」を位置づけております。小学校区を単位としまして、移送サービスの導入を推進することとしております。

本市のデマンド型移送サービスの先進事例としましては、NPO法人サンライズが東部地区にお住まいの方々の移動手段の確保を目的に、平成23年度より運行を開始した公共交通空白地有償運送がございまして、こちらは、運行開始以来、利用者は年々増加しており、現在、東部地区の重要な交通移動手段となっております。このように、地域における移動手段の確保は住民の外出を促し、地域活動を活性化させるなど、地域コミュニティ再生の重要な一つ的手段であると認識しております。

市としましては、この事業をモデルケースとして、市が移送サービス導入に関するガイドラインを作成し、それを地域に周知を図った上で、地域から事業申請を受け、市と地域が協力して事業計画を作成し、社会実験等を通じて事業化を図ることとしております。

今後は、ガイドラインなどの作成に向けて、直接地域に出向いて意見等を伺いながら検討してまいりたいと存じます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、部長の答弁の中に、牛久市地域公共交通網形成計画、作成がされている、私どもも冊子をいただきましたので、内容については理解をするものなのですが、その中で、各運行事業者と牛久市が協力して検討、実施をする市の公共交通、それに関する部署が出ております。この中には、先ほどの社協や、そしてデマンド型のサンライズ、そういうような方の内容についても載っております。

そういうところで、やはりそれだけでは人々の足の確保、なかなか難しいということがわか

ってまいりました。来年度より、新しい部署もできるという方向性も出ておりますので、集中した取り組み、今後期待するものですが、再度、この移動をする、そしていろいろな社会参加をするためには、やはりこれから高齢社会になっておりますので、車の運転を手放す方、そういう方たちが今、出ております。運転免許証を返納した場合には、市としても今「かっぱ号」の回数券を交付するようなこともございますが、やはりそれ以外に公共交通といわれるものをどのようにやっていくのかということは、今後、人々のやっぱり移動する権利とともに、足の確保というものが大きくなってくると思いますが、再度、移送サービスということを書きましたが、地域の公共交通について、考えをお尋ねしたいと思えます。

それと、先ほどモデルの移送サービスにつきましては、ガイドラインということをおっしゃっていましたが、これがいつごろになってくるのか、その辺も伺います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの御質問なんですが、まず公共交通として路線バス、それと路線バスも通っていない部分に関しましては「かっぱ号」等のコミュニティバス、またそこも通っていない部分に関しましては、今後、先ほど申しあげましたデマンド交通の充実を図っていきたいと考えております。

また、モデルガイドラインなんですけれども、ガイドラインにつきましては、各地域から、例えばデマンドの交通をやりたいとか、そういったお話があった場合に、こちらが協力してガイドラインをつくりながら進めていくような形になります。以上です。

○副議長（尾野政子君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、そういう公共交通ということでは、「かっぱ号」そしてデマンド型、今あるNPOだけではなくて、いろいろと人々の足を確保するという、市のやっぱり大事な事業の中になってくると思いますが、その辺を期待いたしまして、私の質問を終わりにいたします。

○副議長（尾野政子君） 以上で、16番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後2時12分休憩

午後2時25分開議

○副議長（尾野政子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。通告に従いまして一般質問を進めてまいります。

今回は、空き家対策、市営住宅の入居申請要件について、牛久駅の喫煙所について、子ども相撲教室についての質問をします。なお、子ども相撲教室については、子ども相撲大会と訂正をお願いいたします。

初めに、1番目、空き家対策について。

高齢化や人口減の影響で、空き家は増加を続け、全国の住宅の14%に当たる820万戸に上っています。これまでは、放っておいたほうが得だった空き家が、これからは放っておいても得ではないどころか、放置することは許されない時代になります。

これまでは、自治体ごとに空き家対策に乗り出し、持ち主を探して指導したり、倒壊の危険がある場合には強制的に撤去できる条例を牛久市でも制定するなどして対応してきました。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月に完全施行されたことにより、市では牛久市空家等対策協議会が設置され、牛久市空家等対策計画の策定に向かっていくところと思います。

特措法では、問題があるものを「特定空家」とし、「特定空家」と認められた物件の持ち主には修繕や撤去の指導や勧告、命令ができる、命令に従わなかった場合には、行政が強制的に撤去し、かかった費用を持ち主に請求できる代執行も可能としています。

また、住宅用地の特例という税制優遇措置があり、これまでは住宅用地に対する固定資産税が最大6分の1、都市計画税が最大3分の1まで減額されていました。本来、この税制優遇措置は住宅用地に適用されるものなどで、空き家の場合は適用されるべきではないのですが、これまでは一時的な空室と恒常的な空き家の区別をつけることが難しく、空き家でも税制優遇がきいていたのです。新築住宅建設を促進してきた高度成長期の住宅政策の名残と言えます。

そんな住宅用地の特例ですが、空家等対策特別措置法の制定施行にあわせて税制改正がなされました。つまり、市町村が「特定空家」に対し、周辺的生活環境を保全するために必要な措置をとるよう勧告した場合は、税制優遇措置が除外されることとなります。

こうした状況の中で、私も2月20日に開かれました第2回牛久市空家等対策協議会を傍聴させていただきました。この中でも論議されていきました計画の素案の段階ですけれども、牛久市空家等対策計画（案）にも触れながら質問をしていきたいと思っております。

まず、現状について伺います。同僚議員の質問に一部重複するかもしれませんが、よろしくをお願いいたします。

牛久市空き家対策の取り組みと現状。

平成24年に市の条例を制定後、これまで取り組みの中で改善された件数について。また、

改善に至ったケースの特徴と内容、教訓について。平成28年度直近の市の空き家の状況についてなど、お伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） それでは、3つの御質問にお答えいたします。

平成24年の市の条例制定後、取り組みの中で改善された件数についてでございますが、平成24年度からの管理不十分な空き家の情報提供件数は、平成28年12月末現在で330件、うち8割に当たる268件が、助言、指導によって改善または解決をされております。

次に、改善に至ったケースの特徴と内容、教訓についてでございますが、改善された物件等には、家屋を除去、売買して、新たな方の居住地として使用されていたり、樹木等の伐採を契機に適正管理に努めていただいたり、そういうケースも多岐にわたってございます。

空き家等の管理は、所有者や管理者の責任であることを助言等により繰り返し行うことで、空き家等を適正に管理する重要性を認識してもらうことが重要であると考えております。

次に、平成28年度直近の空き家の状況についてでございますが、直近の状況といたしましては、先ほどお答えしたとおり、平成28年12月末現在では330件でございますが、平成29年2月に実施されました各小学校区タウンミーティングにおきまして、新たに50件の情報提供がございました。現在、この50件の空き家情報に関して、所有者の調査及び現地の状況確認を実施しているところでございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 市が先進的に条例を制定して取り組んできた中で、約8割が改善をされてきたということは、非常に大きな教訓ではないかと思いますが、しかしまた新たに50件の情報が入ると、もう次々、空き家がふえていくということが背景にあるわけで、なかなか大変な問題ではないかと思えます。

次に、牛久市空家等対策計画（案）についてですが、まだ素案ということですが、現段階において計画案として担当課で大変難しい問題を大分まとめてきていると、素案を読んで感じました。

今後、さらにつけ加えたり、削除したり、委員会の皆様と論議の上で変更していく段階とは承知しておりますが、すっかりでき上がった段階での公表というやり方は、これまでのことではないかと思えます。素案の段階でも市民の意見を聞いていく根本市長の新しい方策ではないかと思えます。

しかし、基本的なところは変わらないと思われしますので、質問をしたいと思えます。

まず、空き家の定義、特に問題となる住宅等のケースについて。

単に空き家といっても、居住者がいない場合、所有者が不明の場合、別荘のような場合、賃

貸用の住宅などさまざまなケースがあるかと思われませんが、どのような状態をもって空き家とするのか、定義及びケースについて伺います。

○副議長（尾野政子君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 空き家の定義、特に問題となる住宅等のケースについて、お答えいたします。

空き家の定義につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第1項におきまして、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。」と規定しております。「概ね年間を通して建築物等の使用実績がないこと」を一つの判断基準としております。

また、特に問題となる住宅のケースでございますが、助言をしても改善していただけない、また所有者が不明、所有者が相続を放棄して改善対応に至らない家屋が存置するというところでございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 次に、空き家対策の基本的な方針について伺います。

市として、空き家等に対する対策を計画的に実施するための基本方針、どのように考えていくのかお聞きします。

○副議長（尾野政子君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問の、牛久市空家等対策基本計画、現在は案でございますけれども、空き家対策の基本的な方針についてでございます。

この基本計画案の中で、市民の生活環境の保全を図るとともに、空き家等の活用などを促進できるよう迅速かつ効果的な対策を講じ、空き家等に関する対策を計画に実施するために、基本方針を計画案の中では3つ示してございます。

まず、1つでございますけれども、良好で快適な住環境を提供するための「空き家等の発生抑制と予防」対策としてございます。この基本方針1の中で、空き家等の実態の把握を進めていくと。また、所有者やその家族に対しても適正管理の基本的な考え方、また管理不全による諸問題が発生すること、または相続等による不動産の円滑な継承、こういったものが必要ですというような周知を図りながら、啓発を進めながら、空き家の発生抑制に努めていくというようなことを1つ考えてございます。

また、2目でございますけれども、「空き家等を活用し、世代が循環するまちづくり」として基本方針を掲げております。これにつきましては、空き家等につきましては、地域の大きな財産となる可能性を秘めていることから、まちづくりやコミュニティー活動を進める上で、地域との連携による活用を促進していくということが1つございます。また、空き家につま

して、空き家バンク制度を創設して空き家の流通促進を図ること。また、低所得者や若い世代が活用できるよう、行政が支援できる仕組みを検討していくということが2つ目でございます。

また、3つ目として、安全で安心なまちづくりを推進するための「管理不全空き家の解消」対策です。管理不全の空き家につきましては、今後も引き続き市条例に基づき是正を求めていくと。また、「特定空家」に認定された建物、建築物につきましては、行政代執行も視野に入れて、法に基づく助言や指導、勧告、命令など、管理不全対策に強制力を持たせるための必要な措置を講じていくというようなことで、3つの方針を示してございます。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今、3つの大きな柱を基本とした、基本的な方針ということが示されましたけれども、空家等対策協議会を傍聴しましたところ、15名で構成されておられて、会長には流通経済大学の山本先生を中心として進められているわけですが、今後、具体的な事例に対して主にどのようにかかわっていくのか、協議会の役割についてお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 空家等対策協議会の今後の具体的なかかわりということでの御質問でございます。

空家等対策協議会は、「牛久市空家等対策協議会設置要綱」でお示ししているとおり、空家等対策計画の作成や変更並びに実施に関すること、その他空き家等対策の推進などについて議論をしていただき、御意見をいただく場としてございます。

御質問の、対策協議会の具体的な事例のかかわりでございますが、「特定空家」の認定に際して、今後設置予定の、これは仮称でございますけれども、特定空家等判定委員会の「特定空家」の判定、認定するか否かに対し御意見をいただく。また、行政代執行に至るまでの各ステップにおける移行判断に対しまして、御意見などをいただくことを考えてございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 大変重要なところで、大きな役割を果たす協議会となっていくのではないかと考えられます。

また、利活用の問題なんですけど、近隣の住民がどうかしてほしいと情報を提供したりして悩んでいる事例が、この空家等対策計画によって改善された場合に、利活用というものは大きな希望であると思います。

しかし、なかなか難しいのではないかと考えられるところですが、それをどのように具体化していくのか、利活用について。空き家バンクの取り組みの具体化、活用例としてどのようなこ

とが考えられるのか。

また、宅建協会と市の協定を結んでいくということですが、協定の内容について。

また、宅建協会の役割と市の役割について。解体、リフォーム等の支援など考えられることなど、伺いたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） まず初めに、空き家バンクの取り組みの具体化につきまして、お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、現在「空き家バンク設置要綱」を作成しているところであり、平成29年度前期には宅建協会と協定を結び、空き家バンクを運営していく予定でございます。

空き家の活用事例といたしましては、所有者の意向を確認して、売買や賃貸による活用、また寄附物件等におきましては、公的活用や地域活用として、コミュニティーレストランや古民家カフェ等で実施に活用されている例もございます。空き家の場所や状況等にもよりますが、庁内関係部署や地域団体等とも連携しながら、活用方策の検討を進めてまいります。

次に、宅建協会と市の協定の内容についてでございますが、現在、宅建協会との協定締結までは至っておりませんが、主な内容としましては、市の空き家バンク登録物件の情報を宅建協会へお伝えし、宅建協会では空き家所有者と賃貸または購入希望者の仲介業務を行っていただくことを考えてございます。

宅建協会が行う主な内容としましては、空き家所有者と賃貸・購入希望者のあっせん、物件見学等の対応、また契約の締結に至るまでの業務を行っていただきます。その経過等は、逐次、市に報告をいただき、連携して空き家の流通を促進してまいりたいと考えております。

次に、宅建協会の役割と市の役割等についての御質問でございます。

先ほども御説明いたしました但、宅建協会は空き家等の流通を促進するために仲介業務を進めていただき、市は空き家等の情報を宅建協会に発信し、宅建協会は空き家のあっせんを行い、連携しながら空き家の減少などに努めてまいります。

また、支援策についてでございますけれども、空き家等を広く活用できるような支援制度の創設、国の支援制度や近隣市町村の状況を踏まえながら検討をしております。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 宅建協会と市の関係とか整合性について、ちょっと後ほどまた再度お伺いしたいと思うんですけども、今、空き家対策そもそもの原点ということで見ますと、空き家にならないように発生抑制することが本当に基本の問題であると考えます。具体的な発生抑制の取り組みについて、お伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 空き家の発生抑制の取り組みについて、お答えいたします。

空き家等対策では、空き家等を発生させない予防対策が重要な方策の一つと考えております。市としましては、広報紙やホームページ、セミナー等を通じて、空き家等の発生予防に関する啓発に努めるとともに、賃貸、売却、管理、解体に関する相談にも対応できるように、関連団体や専門家との連携を図ってまいりたいと考えております。

また、空き家の発生を抑制するために、高齢世帯を対象に住居に関するアンケート調査を行い、将来の家のあり方などを考えていただくきっかけ、またその考えを把握してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 発生抑制ということが非常に大事なんですけども、どうやってもまた発生してしまうという関係もあるかと思われま。

また、そうした取り組みについても具体的にやっていくということでございますが、この計画案が大方できてきている段階なんですけれども、今後の計画案についてのスケジュールを含めてお伺いしたいと思います。議会への説明はいつごろ予定しているのか。また、パブコメなどの計画についてはどのように計画をしているのか、お伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 計画案の今後について、議会の報告やパブコメの予定ということでございます。

牛久市空家等対策計画の素案につきまして、先般2月20日に開催されました第2回牛久市空家等対策協議会で議論をいただいているところでございます。現在は、協議会からの御意見を踏まえて、再度、内容の検討を進めている段階でございます。

今後は、5月に開催を予定しております第3回協議会に修正案を提示し、御了解いただいた後にパブリックコメントの実施、またその御意見を踏まえた修正があれば修正案を作成して、協議会の議を経て、議会等への報告を予定してございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） それでは、ここまでいろいろ計画案をつくってきているわけなんですけれども、修正案も含めて今後提案していくということですが、この計画案から見えてくる問題点、課題というものも非常に大事ではないかと思われま。

1つには、管理不全空き家、要するに「特定空家」に対してどう対応するのか、具体的対策の内容について、問題点や課題などについてお伺いいたします。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も先々月、広島県の尾道に行ってまいりました。尾道で、ああいう坂の町ですから恐らく空き家が多いだろうと思ひまして、やはり2割程度の空き家があるということでございました。きのう、おととも新聞等でございましたけれども、田園調布であっても1割の空き家があるということで、これは全国的なことでござひまして、そういう中で管理不全空き家、それから「特定空家等」に対してどう対応するのか、具体的対策の内容についてお答えいたします。

適切に管理されていない空き家については、管理不全空き家と捉え、助言、指導等により改善等を図っていきたいと思ひますが、再三にわたる助言、指導に対しても改善が図られていない、また地域の生活環境に著しく悪影響を及ぼしている空き家等を「特定空家等」に認定し、行政代執行を視野に入れて、行政措置を講じてまいりたいと思ひます。

あと、それから代執行に係る件でござひますけれども、「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、管理不全空き家に対して「特定空家等」を認定することで、最終的には行政代執行をすることができますが、また所有者が確知できない場合でも、事前の告知を経て略式代執行の執行ができるものと思ひれます。

行政代執行については公費により実施し、実際に要した費用はその後に回収を行います、支払いに応じない、土地に対する複雑な債権問題がある場合は費用の回収が見込めない、また略式代執行に至っては所有者がいないことから費用の回収ができないなど、現実に費用を回収することができない現状等も考えられます。今後は、費用回収方法についても詳細に詰めていく必要があると思ひます。

この前、タウンミーティングがござひましたけれども、私はこの土地を寄附したいという、善意で言ってくれるんですけども、その土地を寄附いただいて、その家を壊してもらったときでも逆に、逆ざやがござひます。それも非常に悩ましい思ひでござひます。

そのようなことを、今回は5,000万円のそういうものをつくりましたが、ですからそういう基金をどのように利用して、そしてなおかつ第一に考えることがやはり市民の防災とか、それから治安の関係上そういうものを残してはいけないということで、それは税金上の執行もやむを得ないのかなということでござひますが、詳細については今からる協議して決めたいと思ひます。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今、代執行が抱える問題点についてもお伺ひいたしました、個人の財産ですよね。それを自治体が代執行を行うということでは、また解体、撤去するときの所有者の費用負担の問題、行政の権限で所有者の税負担が重くなる措置を講じるなど、慎重に扱わなくてははいけないという、そういう課題がたくさん出てくるのではないかとと思ひます。

また、空家対策課が4月から新たに牛久市では設置されて、いよいよこの計画案の「案」がとれて、実施段階に入ってくるのではないかと思います。

しかし、計画に縛られてしまって、柔軟な対応が必要とされる場合にも、なかなかそれが計画案の関係の中でうまくいかないというようなことも恐らく出てくるのではないかとと思われるんですが、そういうことも念頭に入れておく必要があるのではないかと、柔軟な対応ということもどこかに考えておく必要があるのではないかと思うところです。

それで、また宅建協会のことについて、先ほどお話がありましたけれども、宅建協会など民間との協働ということが盛り込まれているわけですが、民間の力もかりなければなかなかこれはできないということは重々承知しているところでございますが、民間というものはあくまで営利が目的でありますので、営利が伴わなければなかなかやってもらえないということも一方にはあるのではないかとと思われるわけです。

今、市長もお話にありましたように、来年度予算の中にも空き家対策ということで5,000万円ですか、財政調整基金からの予算も組まれていると説明を受けております。

民間主導だけではなくて、市との協働というものをどうやっていくのかということが大事な点だと考えますが、市と民間の整合性について、再度伺いたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） もう家に住めない状況がございます。高齢者とか、転勤とかそうなった場合、住めない。そのとき、牛久に情報をいただき、そしてその状況を宅建協会などに見ていただいて、どういう状況か把握してもらって、その状況でもって、もし改修するときもあります。改修するときは、その一部代替したり、そして宅建協会の方にそういうあっせんをしていただく。あくまでも市がその場合は中心になって、それで宅建業者の方にいろんな業務をやってもらう。手数料等は発生しますが、その手数料はやはり地権者が持つべき、普通の取引ですから。だから、そういうものもあり、ただ行政がその中心になって、それで宅建業者にお願いして、それでまたあっせんしてもらって、貸し先をつくるというようなことでやっていきたいと思います。

そういうことの中で、やはりこれから私、一番課題なのは、独居老人とかそういうこともあります。ですから、その方に、これからいろんな相続とか発生しないまでに、いかにしてこれから、もう変な聞きづらい話かもしれませんが、どうしますか、誰かお子さん住みますかということ聞いて、もし住むことはない、だったならばこういう手続、最初に踏んでいてください、そうすれば安心してというか、これからは安心して住めますよということを話しながらも、そういう必要も手法もあるのかなということ考えております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） ただいま市長から熱意あるお話を伺ったんですが、やはり1つには、市の税金がどういう形で、どの程度、民間の宅建協会との関係の中で流れていくといったらおかしいんですが、いくのかということがちょっと気になるところなんですが、その点も含めて今後、全体的にこの計画がしっかりとした牛久市の空き家対策ということで施行されて、実現していくように願うところでございます。

次に、大きな2点目の市営住宅の入居……。

○副議長（尾野政子君） 答弁がでございます。（「お願いします」の声あり）市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 空き家対策に関して、一切、市の、今のところはそういう仲介だけで、宅建業者の方とか、そういう何か利益を生むようなことではなくて、もう税金も極力出さない、そういうことを考えています。

そしてまた、私が言ったように、宅建業者はその仲介料をいただきまして、要するにマージンのあれはないですから、そういうところがこれからもしっかりとアピールしていくというか、皆さんに告知することも大切でございます。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 了解いたしました。何か問題があったら、また指摘をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

2点目に入ります。市営住宅の入居申請要件についての質問です。

市長は、市内の市営住宅の再編に力を入れる方向で進められておりますが、市営住宅の入居条件についての質問です。

「公営住宅法」の第1条、この法律の目的には、国と地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を国や自治体が整備して、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると、「公営住宅法」で定められているわけですが、それに基づいて今、市営住宅の運営もされていると思いますが、まず最初に市営住宅の入居条件について伺います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 市営住宅の入居資格につきましては、牛久市内に住所または勤務場所があること、現在住宅に困っていること、市税を滞納していないこと、収入基準が入居者または同居者に一定の障害をお持ちの方がいる場合は月額2万4,000円、災害により住宅を失った低所得者の場合、3年の間は同じく2万4,000円、その他の世帯は月額1万5,800円の収入を超えないことなど全ての要件を満たした方で、募集時期に申し込み、抽せん等選ばれた方が入居することができることとなっております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 「公営住宅法」の23条の入居資格には、入居者は次の条件を具備するものではないとして、1つには政令で定める収入が政令で定める金額以下であること、2つ目には現に住宅に困窮していること、この2つがあるわけですね。ただいまの御説明でもありました、一般で月額15万8,000円以下、本当に生活することが大変な方々だと思います。そして、住宅に困窮している方、そういう方が対象者だということです。

しかし、市税を滞納している方は、今の説明でもありましたけれども、入居条件に当たらない。滞納していれば、市営住宅の入居の申請ができないとされているわけですね。例えば、分納をしていて、何とか納めようという意思のある人に対しても柔軟な対応をとることができないのかどうかということなのですが、市税が分納されていても入居の条件とはならないのかということを確認したいと思います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市では、牛久市営住宅条例第6条第1項第5号の規定により、市税の完納を入居資格の要件としておりますので、分納は認めておりません。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） ただいまの答弁では、市税を完納していなければということですね。完納証明書が必要で、分納していても入居の申請はできないということですね。しかし、どこもそうなのかというと、そうではないわけで、例えば県営住宅では分納を認めているわけですが、県営住宅での基準というものはどうなのか伺います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 茨城県県営住宅条例第6条の規定する入居資格におきましては、税を滞納していない者であることが要件となっており、内部の規定により県税事務所または市町村と分割納入等の手続をしている場合には、納付履行等の要件により申し込みを認めております。

分割納付による入居要件は、書面できちんと納付することの誓約を交わしていること、申し込み直近の3カ月分の納付が済んでいること、納入の確認をするために領収書のコピーを添付することが要件となっておりますが、途中1カ月でも未納がある場合には入居資格とすることができないことになっております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 県営住宅では、たとえ滞納者であっても、誓約書を交わして、直近の3カ月分が入っていればオーケーということですね。日ごろ私は、県というものは大変冷たいものだと思ってきましたけれども、考えを改めなくてはいけないと思った次第であります。

す。県のほうが、この件に関してはあつたかいですよ。法律どおりにやっているということでしょうか。

牛久市営住宅条例では、6項に市税を滞納していないこととありまして、これによって分納は認められないとしているわけです。しかし、先進事例を見てみますと、岡山県の玉野市では、市営住宅入居者資格取扱要綱の第3条で入居者資格の特例というものがありまして、市税の滞納のある者が、収税担当部署とありますけれども、牛久で言えば収納課でしょうか、そこに対して分割納付誓約書を提出し、それを現に履行している場合、または確実な履行が見込まれる場合においては、条例の規定にかかわらず入居者資格の条件を満たすものとみなすとして、条例を変えないでも、取り扱い要綱でやっているところもあるわけです。

当市では、今後、入居の条件として、市税の分納を認める考え、検討する考えがあるのかどうかということを質問したいと思いますが、なぜこのような質問をするかといいますと、滞納しているということは生活が回らないわけですよ。それで、市営住宅を最も必要としている人たちではないかと考えるわけです。そういう状況にある市民が分納をして納める意思はあることを確認し、生活再建につながっていくことを手助けする、これが市役所の仕事ではないでしょうか。市民の生活を救い上げて、さらには納税をきちんとできるようにしていく、そうすれば滞納案件の減にもつながって、税収の増にもつながっていくのではないのでしょうか。

ぜひとも検討課題として取り組んでほしいと考えますが、市の見解を伺います。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 市税の分割納付を、今後、入居資格の要件とするかにつきましては、市営住宅の建設に当たりましては、国の補助金及び市税を投資し建設していることに鑑み、分割納付誓約後の納付状況、あるいは近隣市町村の動向等を見据えながら調査、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 市長に伺いたいと思いますが、市営住宅の入居を希望している人は住宅に困窮している所得の低い方々であります。このような方が、何らかの事情で税金を滞納し、滞納を一掃する意思を持って納税計画書を立てて分納しているとしても、もともと経済的に苦しく家計は赤字となっているわけですから、いつ分納が滞る状態になってもおかしくないと考えられる状況もあるわけですね、一方で。安くても、4万円とか5万円の家賃を払っている状況から、これが市営住宅に入居できれば半分以下の家賃で住むことができるようになるわけです。それを、分納の増額あるいは継続に充てることもできるわけです。つまり、入居条件を緩和できれば滞納の縮減にもつながるし、市民の生活再建にもつながるのではないのでしょうか。

このような施策が、自治体の判断でできるということと認識しております。県が既に行っているということもあり、県内38自治体の中でも、3自治体が先進的に緩和をしている。全国でも、先ほどの玉野市、熊本市、北杜市、青森市、群馬県の太田市ですか、それからいわき市等との先進事例、ふえてきております。

市営住宅の老朽化対策の取り組みに意欲を示されている市長においては、ぜひ入居者の緩和にも積極的に取り組まれるよう考えるわけですが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 市営住宅は皆さんの税金で建てるわけですから、それ相当のやっぱりいろいろ規則はあったほうが私はいいかと思います。ただ、猪子住宅に住んでいる方を見ますと、やはり非常に生活的にも豊かではないと、果たしてそんな言葉を使っては悪いかもかもしれません。ただ、非常に、高齢者、そういう方が多うございます。

ですから、そういうことを考えますと、ある程度、福祉的な面でも考えてもいいのか。ただ、これからは新しくつくった場合は、いろんなそういうことを鑑みながらやって、それはやはり皆さんの税金を使っていて、なおかつ、またそういう福祉的な面もあってもいいのではないかと、それは皆さんでいろんな話をいただければ。

猪子住宅にしても、非常に料金も安うございます。本当に何千円の世界でございます。五十年もたった家ですから、本当それ相応の、ただでもいいくらいの話かもしれませんけれども、そういう家でございます。

ですから、それが今度新しくなった場合、これを急にまた普通の値段でやってもいいのかという話をしたら、もうそこにいた人が引っ越しもできない。ですから、そういうときもやはりどうしたらいいかということ、私もちょっとプランを持っていますが、それは皆さんとまたいろんな話をしながら、そういう方にしてはどうしたらいいかということ。

また、一つの方法としては、やはり住宅を建てるわけですから、平屋の木造住宅なんですけど、そうつくった場合は、そういうものに享受している人たちは、やはり御礼ではないけれども、草取りだ、勤労奉仕だという、そういう考え方も私はあってもいいのかなという。全てがそういう賄ってくれる、私たちもそういうものであったならば少しでもできることを近隣の周りにやってみよう、全て市営住宅地のいろんなことをきれいにしてみようという考え方も、私はこれから持つ必要があるのかなと思っております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今、市長から市営住宅全体についてのお話も伺いましたが、ぜひ入居要件の緩和についても取り組んでいただきたいと思います。

3点目に入ります。牛久駅東口の喫煙所に屋根を設置することについてであります。

雨天の場合の対策についてということなのですが、牛久駅東口の喫煙所はトイレの近くにあり、雨が降るときには、トイレの入り口付近で雨をしのいで、トイレのところは屋根がありますから、そこで喫煙をする方が多く、なおかつその場に吸い殻の放置が目立ち、迷惑であるとの市民からの苦情を受けました。トイレの付近は、東口広場の改修時に喫煙所として使われていた場所のところで、習慣的にそのような行為につながっているのかもしれない。

しかし、今たばこに関しては、時代の趨勢は、喫煙をする方には大変厳しいものがあります。このような公共の場では、喫煙所すら廃止をしているところも多く見られるわけです。

また、受動喫煙も大きな問題です。受動喫煙を防ぐには、今どこでも囲いをしていますが、牛久駅周辺の喫煙所はどこも開放的で、何も囲いすらありません。東口には透明なボードがありますが、囲いでもなく、当然屋根もありません。これは、東口だけの問題ではないと考えます。

この喫煙所は、市が設置をしたのでしょうか、それともJTの考えでしょうか。そのところをはっきりしていただきたいと思います。JTに対して、囲いのある喫煙所をきちんと設置するように要望をするのかどうか。それとも、約5億円のたばこ税が入っていますから、市として設置をするのか。そうした改善についての考え方を伺いたいと思います。

また、当面、東口については、トイレ付近で喫煙して吸い殻を放置するようなことはやめるような、そういう表示板を設置してはどうかということなどについて質問をいたします。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、場所とその設置でございますが、設置はJTで、日本たばこ産業でやっていただきました。場所は市が提供をしております。

本題の屋根の話でございますが、牛久駅東口の喫煙所につきましては、駅前広場の改修にあわせ、複数箇所を設置されていた灰皿を1カ所に集約し、広場の線路側に設置をしたところでございます。議員、御指摘のとおり、駅東口の公衆トイレの前は駅舎の階段の下で、雨がかけられない箇所となっており、さらに駅前広場の工事中には仮設の喫煙所として利用していたこともあって、現在でもその場所で喫煙する方がいて迷惑との苦情があるとのことでございますが、市としては工事完了後、公衆トイレの前に喫煙所を移動した旨をお知らせする案内図を表示し、さらにこの場所での喫煙は御遠慮ください、喫煙所を御利用くださいと表した、決められた場所で喫煙をしていただくための表示もさせていただいているところでございます。

御質問の、喫煙所への屋根の設置についてでございますが、雨天時における喫煙所以外での喫煙については、喫煙所に屋根がないことも一因であるとは考えられますが、先ほども御指摘ありましたように、牛久及びひたち野うしく駅、両駅の東西口にそれぞれ喫煙所が設置されて

おり、全て屋根がない状態で御利用いただいているところでございます。

いずれの喫煙所におきましても、屋根を設置する計画は現在ございませんので、天候により不便の状況もあるとは思われますが、喫煙される方に受動喫煙の防止やポイ捨て防止に関する趣旨を御理解いただき、決められた喫煙所を適正に御利用いただきたいと考えております。

今後も、喫煙所の適正な御利用についてお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 私は、たばこは縁もゆかりもないので非常に複雑な気持ちでありますけれども、受動喫煙の被害者でもあるかもしれません。

ただ、公共の場において、今現在、全国的にも喫煙所に対して、どういう方向で取り組んでいるかということをいろいろ調査していただいて、マナー表示板を設置されたわけですね。それはそれでよかったとは思いますが、表示板を設置したからといって解決するような問題でもないのかなとも思うわけですね。

それで、1つは、JTが設置をしているということでしたから、JTに対する要望というものを市としてきちんとまとめて、JTに対して、喫煙所をどうせつくるならきちんとしたものをつくってほしいという、そういう市としての要望を出していくということの考えがあるかどうか、それが一番ではないかと考えますが、その点について伺います。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 今、議員からお話がありましたように、JTに対して、もう少しきちんとしたものを設置していただくように、要望、働きかけはしていきたいと思っております。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

4点目としまして、子ども相撲大会の開催についてです。

今回の一般質問では、多くの方が稀勢の里横綱昇進によって、さまざまな角度から牛久市の発展につなげようと、質問が行われておりました。私は、稀勢の里横綱昇進によって、牛久の子供たちに夢を持つチャンスをとという趣旨で質問をいたします。

先日、小学生の学習帳の表紙にも稀勢の里のイラストが登場するという報道がありました。今後、全国至るところで稀勢の里が登場していくことでしょう。しかし、稀勢の里は牛久市出身であります。2月18日のパレード、祝賀会に見られるように、牛久市に一番大きな影響をもたらしてくれていることは事実であります。

そこで、改めて牛久の子供たちを取り巻く相撲大会などについて、お聞きしたいと思います。

県内ではどのような状況か。牛久市、そして近隣の子供たちの相撲大会、土浦「わんぱく相撲」などの状況について伺います。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 近隣の相撲大会などの状況についてでございますが、子供たちの相撲大会は、平成28年は5月に土浦市で「わんぱく相撲土浦場所」、そして6月には北茨城市で「わんぱく相撲北茨城場所」など、県内で8カ所において「わんぱく相撲」が開催されております。

また、筑西市におきましては、9月に「ナシと相撲の祭典第27回どすこいペア」、これも梨をかけた「ペア」だと思わすけれども、それを開催いたしまして、現役の大相撲力士もゲスト参加いたしまして、子供たちと触れ合いの時間を過ごしたということでございます。

近隣の取手市におきましても、4月下旬におきまして、「こども天国」というイベントの一環で「わんぱく相撲」を行っております。

土浦市で例年5月に開催しております「わんぱく相撲土浦場所」につきましては、牛久市内の小学生も参加をしております、そこで上位入賞すると「わんぱく相撲茨城ブロック大会」に出場することができます。さらに、ブロック大会で上位入賞者は、東京両国国技館で開催されます「わんぱく相撲全国大会」に出場できます。土浦市での「わんぱく相撲土浦場所」は、牛久市教育委員会もその趣旨、大会に賛同いたしまして、後援をしている状況でございます。

そのほかになりますが、日本相撲協会が行う地方巡業でございますけれども、御承知のとおり昨年秋には土浦・牛久場所が開催されておりますし、平成29年4月には春の巡業といたしまして、水戸市とあと常陸太田市、県内2カ所で巡業先として決定しているという状況でございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 私も両国国技館の近くに長く住んでいたものですから、あの地域では子供たちの「わんぱく相撲」というものが活発でありまして、やはりそういうことは子供たちにいろんな影響を与えるのではないかなと思っているわけです。

一昨日以来の教育長の答弁にもありましたが、相撲をやる人をふやす取り組みとして、第二幼稚園では自分たちで土俵やまわしをつくり、盛り上がったというようなことも紹介されました。しかし、土浦と違って、牛久には子供たちの相撲に対する環境がないとおっしゃっております。稀勢の里も、かつては野球が好きだったと聞いていますが、牛久の子供たちが「わんぱく相撲」を通して、子供たちの体力向上につながり、何らかの将来の可能性につながることも考えられます。

牛久の子供たちの相撲の環境づくりが課題と思われます。一つのチャンスであるわけですね。

土浦との協同ということも一つの選択肢と思われます。しかし、牛久市内でも、例えば女化青年研修所などで相撲の土俵をつくって稽古場にするということもできるのではないかと考えられます。身近なところに設置することがよりよいのではないかと思います。

また、先ほどの答弁の中に、県内8カ所で「わんぱく相撲」が開催されているということで、土浦に関しては、高安の存在もあるのではないかと思います。土浦での「わんぱく相撲土浦場所」ですか、これには牛久市の教育委員会も後援しているということでもあります。ぜひ、牛久で独自での実績をつくっていくチャンスではないかと考えるところです。

各地での取り組みも、今お伺いしましたけれども、取手市では「こども天国」というイベントの一環で「わんぱく相撲」を行っているということですが、そこにヒントをもらうなら、牛久市では5月の「鯉まつりが」ありますよね。その一環として「わんぱく相撲」をやってみるということもできるのではないかと思います。そこに稀勢の里が登場してくれたら、牛久の子供たちの夢は一気に広がることだと思います。なかなかそれは難しいのではないかとと思われるかもしれませんが、今後いろんな形で牛久でも子供たちに相撲の関心を高める方策、考えられていらっしゃるかどうか伺います。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 相撲への関心を高める方策でございますが、御承知のとおり、平成31年の「いきいき茨城ゆめ国体」では、土浦市の霞ヶ浦文化体育会館におきまして、相撲競技が開催されます。

また、牛久市にはインターハイ団体優勝の経験がある東洋大学附属牛久高等学校相撲部、そして昨年で56回を数えるまでになりました、茨城農芸学院において行われている、宮城野部屋を招いての相撲大会、そして昨年秋にも行われました大相撲秋巡業土浦・牛久場所など、相撲とは非常に縁のある地域であると認識しております。

現在、牛久市には相撲を専門的に活動している体育協会の加盟団体やスポーツ少年団単位団がないのが現状でございます。御承知のとおり、郷土の誇りであります稀勢の里関が初場所で優勝し、そして横綱昇進を果たしました。牛久市としても、子供たちの相撲への関心が高まるスポーツ振興策として、「わんぱく相撲」に代表されるような相撲大会の開催や、現役力士を招いての体験会の実施など、関係各所と連携を図りながら検討してまいりたいと思います。

また、相撲のみならず、「いきいき茨城ゆめ国体」において開催される空手道競技を初めとする武道全般に対しても、子供たちが関心を高めることができるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

また、議員の御提案の「うしく・鯉まつり」において「わんぱく相撲」大会を開催してはどうかということでございますが、御提案のとおり、市内で開催されるさまざまなイベント、行

事において相撲大会を開催することは、多くの市民に相撲を紹介することができ、また市民が参加することで相撲への関心が高まるよい機会になると考えております。

先ほども御答弁いたしました取手市で開催された「こども天国」イベントでは、「わんぱく相撲」全国大会予選の「利根川場所」ということでやったそうなのですが、この主催は茨城南青年会議所でありました。土浦市等で開催される「わんぱく相撲」大会も、青年会議所が主催しております。今後、牛久市で「わんぱく相撲」を開催するに当たりましても、青年会議所等の意向を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 確かに、これまで市内で相撲を専門的に活動している様子というものは私も見かけませんでした。牛久では、相撲に関する取り組みは何もないものかとも思っていたところなんですけれども、今の答弁の中で、東洋大牛久高校に相撲部分があったり、農芸学院で56回も重ねて宮城野部屋を招いての相撲大会を行っているなど、さまざまな取り組みが行われていることがわかりました。

牛久でも、ぜひ子供たちが集まる「鯉まつり」、市長、これはいいのではないですか。牛久「わんぱく相撲」大会、稀勢の里後援会会長代行でもある根本市長に見解を伺いたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 横綱からも、牛久にそういう土俵があったら私は来ますということを書いていました。過日、東洋大学牛久高校の監督さんにも、牛久にそういう相撲の土俵があったらいいですねという話を聞きました。

土俵は、本当にシンボルとしてつくることは旬のうちに早いほうがいいという話をいろんな方から聞きますが、ただ相撲という、ああいうスポーツですので、通年そこでやっているといえますか、稼働率ですか、僕たちはそういうことを最初に感じてしまって、もう年に1回か2回ぐらい土俵に、そういうものをどうするのという話をされて、でもそれがなければやらないんだという話もありますけれども、その辺の話をもうちょっと煮詰めて、僕も欲しいんですけども、ただ財政的なものもございますので。

ただ、ある人にこういう話を聞きました。横綱出せば寄附は集まるから、牛久市の金を出さなくてもいいよなんて話を聞いたことがありますけれども、ではそれは私、まだどうなのかわかりませんが、ただそういう話もいただいていることもあります。ただ、そういう話をいただくということは、いろんなやはり地域の皆さんもそういうことを望んでいることも現実でございますので、これからも急がず、横綱の成績を見ながら、そして皆さんとどうするべきかということをもたごゆっくりにお話ししたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（尾野政子君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 市長のところには多くの情報が集中するわけですから、ぜひその中でよい方策、一つのチャンスだと思いますので、取り組んでいただけたら、牛久の子供たちに夢を与えられる機会になるのではないかなと思って質問をしたわけです。

稀勢の里が本当に長い苦しみを乗り越えて横綱に昇進した、そういう生きざまは、私たち大人はもとより子供たちにとっても大きな励ましとなる存在だと思います。

これを機会に、稀勢の里、そして相撲を通して子供たちの心と体がより豊かに育つ一助になることを願って、質問を終わります。

○副議長（尾野政子君） 以上で、17番鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時45分といたします。

午後3時33分休憩

午後3時45分開議

○副議長（尾野政子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会次長より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 先ほどの鈴木議員への御答弁の中で、日本相撲協会の平成29年4月の春巡業先を常陸太田市と申し上げましたが、常陸大宮市の間違いでございます。訂正させていただきます。

○副議長（尾野政子君） 日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。通告順に従って質問をします。

まずは、エスカード牛久ビル問題についてであります。

イズミヤとの契約内容についてであります。

食品スーパーの出店基本計画、基本合意ですか、大変喜ばしいことだとは思いますが、イズミヤと1月に交わした契約内容、そしてエコスの基本合意について、具体的内容が十分報告されていないと私は受けとめておりますので、将来不安に思うことが多々ありますので、質問をしたいと思います。

イズミヤとの契約で、2年契約ということですが、その内容について。

また、牛久市の負担分はどの程度になるのか。2年間、イズミヤの負担額があるのかどうかについて、まずお尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） エスカード牛久ビルにつきまして、一昨日、守屋議員の御質問にお答えしたとおり、エスカード牛久ビルは牛久駅周辺における中心拠点として重要な施設であります。イズミヤ撤退は、市民の皆様の暮らしに大きな影響を与えるとともに、駅前の空洞化ももたらしかねない大きな問題となることが懸念されておりました。

その問題を払拭するために、第一に、市民の皆様の暮らしに最も必要な食料品を取り扱うスーパーマーケット等の早期誘致が最優先事項であると考え、イズミヤとの協議を重ねてまいりました。

その中で、牛久が積極的に店舗誘致活動を行うことができる環境を整えるために、私が1月6日に大阪のイズミヤ本社を訪問し、社長との面談の上、イズミヤの保有する床をことしの4月1日から2年間、市が有償賃借し、3年目の平成31年4月1日付で有償譲渡を受けるというイズミヤとの基本合意を取りつけてまいりました。

御質問の、イズミヤとの契約内容の具体的問題につきましては、企業経営計画上すぐに床を譲渡することができず、3年後の譲渡にするというイズミヤ側の都合により、牛久としても合意したものでございます。

最優先事項である食品スーパー等の早期誘致を実現するためには、市がイズミヤから床を取得することが必要不可欠であり、現段階で早期に誘致活動に着手するためにも、まず第一にイズミヤから床を借り、市が店舗誘致活動を行う権利を得る必要があり、全ては市民の皆様の暮らしを守ることを最優先に考えてまいりました。

また、3年後の床の具体的な売買価格につきましては、その時点での経済状況や取引状況等を考慮した上で価格を設定する必要があることから、現段階では価格は決定しておりませんが、これまでの交渉経緯等に基づき、信義則をもって決定することとしており、近隣の同様な状況と比較しても、市の優位性を認められる価格になるよう、イズミヤと交渉を進めてまいります。

○副議長（尾野政子君） 賃借料の答弁について。建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） 私から、2年契約の内容、市の負担ということでお答えさせていただきます。

まず、今、市長の答弁にありましたように、この4月1日から2年間、イズミヤの都合があるということで、有償の賃貸を、こちらから見ると賃借ですね、2年間で約5,000万円となっております。

それと、3年目の平成31年4月1日付で、その床をこちらで売買するというところでございますが、今、市長の説明にもありましたように、今現在で価格はまだ決定しておりません。これまでの交渉経緯等踏まえまして、信義則をもって交渉するということになってございます。

以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 2年間で5,000万円ということは、1年間2,500万円ですね。そのほかの管理料というものが、イズミヤが負担していたと思うんですが、当然、ではそうしますと、この管理料はイズミヤが負担するんですか。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） 床の管理料につきましては、市が負担することとなります。今のところ予定です。予算にも今回計上させていただいておりますが、1年間約7,500万円ほどになるということでございます。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 当初、管理費が約1億円と聞いていたんですが、7,500万円になったのと、1億円との差はどうか。このことについてお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

前年度、つまり平成28年度の管理料は、今、利根川議員おっしゃったように、約1億円。この後、中身を精査しました中で、牛久市のこの床の負担分は約7,500万円となっております。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） もう少し詳しく、2,500万円も安くなっていったんですが、ではこれまで2,500万円ぐらい余計もうかっていたということになるのか。もう少し詳しくお願いします。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

現在は、イズミヤさんが当然持っている床ですので、イズミヤさんが払っております。管理料というものは、出店しているお店がそれぞれ持っている面積の割合によりまして、皆さんで負担しております。現在は、イズミヤさんの負担が約1億円だということを聞いております。この後、要するに市が借りてからの床につきましては、内容をかなり精査したということは聞いております。もうかっただけではなくて、要らなくなった部分も当然あります。例えば、清掃の床の面積であるとか、それぞれいろいろあるかと思えます。そういうものを精査した中で、約7,500万円に見込むということで今回、予算を計上させていただいております。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 2年間賃借ということですが、これはイズミヤの都合ですね。

どのような理由があるんですか。売却するならば、即ことしの4月1日でもいいと思うんですが、その理由についてお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

交渉の中で、当初、エスカード対策室ができたのが9月1日ですけれども、そこから私が専属で担当しまして、最初、当初の交渉は本当に細かいところまでいろんな交渉をしてきました。その中で、先ほど市長の答弁にもありましたように、市が責任を持って、この床を今後計画していくということを伝えるために、市に譲ってほしいと、あるいは貸してほしいも含めてですけれども、市がかかわれるようにしてほしいということで交渉してまいりました。

その結果、イズミヤさんから2年間借りてくれと、賃貸借契約を2年間結んでくれという要望がございました。市としましても、いろいろともちろん内部で協議しました結果、先ほど市長からありました基本合意を取りつけるために、いち早く市民の皆様、この床を市が責任を持ってスーパー等の誘致をするという市民からの負託のために、我々は基本的なその内容に合意したということでございます。

○副議長（尾野政子君） 答弁が求められております。市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 1億円から7,500万円になってございますね。その中に、清掃委託料、大分詰めまして、単価を下げたことも一つの要因でございます。

あと、2,500万円という金額でございますが、これはおおむね税金だと思っていただければよろしいかと思います。

あと、帳簿上のすぐに契約できないというのは、イズミヤさんの、エイチ・ツー・オー リテイリング会社の都合もございまして、一括してのそういうことが帳簿上できないということでの回答でございます。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 私、9月議会にもこの問題で質問したんですが、イズミヤが自分たちの都合で撤退するわけですよ。それで、今のお話を聞いていると、本当に後ろ足で砂をかけるような感じにしか受け取れないんです。この2年間、イズミヤは幾らかは負担するような金額、負担するような状況になっているのかどうか、その点確認したいと思います。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

今の市長からありましたように、1年間の賃借料約2,500万円というものは、イズミヤさんがここで持っている、約、固定資産税相当分ということで、向こうの希望でありました。そういうことを含めまして、イズミヤさんが負担するというものはほぼないのかなということ

ろです。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 自分たちの都合で撤退して、そして2年間賃貸で賃借してくれと、しかしイズミヤは一銭もその2年間負担しないと、これはちょっと私は疑問に思うんですね。

ただ、2年後の4月1日に契約するときは無償で提供するという確約があるならば、それはやむを得ないと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

平成31年4月1日で借りている床を買い取るという基本合意でございます。こちらを無償にというお話でございますが、もちろん我々もそのつもりで交渉はします。今までずっとしてきました。ただ、その経緯の中では、やはり一つの指標で売買にしてくれというようなお話もありました。これが交渉だと思っております。こちらも、無償にしてほしいということは当然、言うべきことは言ってきましたので、それはこれからも変わりはありませんけれども、やはり交渉事ですので、そこで折り合った価格ということになるかと思います。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 聞くところによりますと、イズミヤの1階部分、食品を売っていたところは黒字だったと聞いております。2、3、4階が赤字でという話で、これはうそか本年かわからないんですが、そういった状況の中で、本当にイズミヤの都合で出ていくんですよ。それを、牛久市では毎年1億円というお金を出してやっていく。この1億円の中で、でも2、500万円が固定資産税ですよ、7、500万円がその管理費と、イズミヤが一銭も負担しないと。それで、2年後には幾らか、どのぐらいの程度になるかわかりませんが、お金を取って売買すると。イズミヤにとって、こんなうまい話ないと思うんですけれども、この点はどのように検討されて、このような合意がなされたのかお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

この基本合意といいますか、基本スキームなんですけれども、当然のことながら我々も一番最初は、市長のところにはイズミヤの社長がおいでいただいたときには、無償で床を渡してくださいという交渉は最初、当然してございます。その中で、交渉というものはやはり相手があって、こちらがあってということでの合意というところになるわけなんですけれども、最終的にこちらが考えたことは、このまま、例えば何年も、10年も20年も空きビルにしておくんだしたら、イズミヤさん、多分最後は困って、どうぞこちらに床を無償で譲りますと、もしかしたら言うかもしれません。

でも、我々は市民の……前の議会でも1,800人の請願をいただいて、重く受けとめております。まずは、食品スーパーを何とかしてくれという、これは市民の生の声だと思っておりますので、それを実現するためには、市がイズミヤさんの床を、本当はすぐ買いたかったんですが、しょうがないです、2年間借りてくれという基本合意をのんだということですので、我々の思いは、もう市民側を見てそういう結論を、市長に決断をいただいたということで、御理解いただきたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 私は、この契約の分と、なるべく早く食品売り場のスーパーを入れるという話は別に考えるべきだと思っているんですね。1つは、貴重な税金を使って、ここを購入したり賃借したりするわけですから、私は今年の9月議会で、イズミヤが勝手に出ていくんだから違約金を取れということを言いました。それは、こういうことも含めてなんです。企業というものは、損することは絶対しないですから、自分たちの都合で出ていく、それも1階部分は黒字だったんです。そういう中で出ていくのに、全くイズミヤの負担がなしで出ていくということは、とてもではないけれども信じられないんです。

金額的には、どちらにしても今のお話だと、お金を出して買うようなふうには私は受け取ったんですが、どの程度ならば購入しようという考えがあるんですか。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

具体的な数字は、もちろん交渉事ですので幾ら幾らとは申し上げられません。

ただ、例えば近隣の状況とかほかの事例も踏まえて、市はこれは安い買い物だと、いい買い物だと皆さんに言ってもらえるように交渉していきたいと思っております。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 私も、何年も昔のことを言うようですが、イズミヤがそこに店舗展開をする30年前の一般質問でも言ったことは、撤退をするときはどうするんだという質問をしたら、そういうことのないようにするという答弁を当時の市長から聞いているんですよ。それからいけば、今のお話というものは、どうなるかわからないという話ですね。もし、市が考えている金額とイズミヤとの金額が折り合わなかったらどうするんですか。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

金額が折り合わなかったらというお話がありました。

先ほど、市長のお答えにもありましたように、これまでの交渉経緯を踏まえ、信義則をもって交渉するということは、一部上場企業でありますイズミヤさんと牛久市の基本合意の内容で

ございます。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 関西商人の悪口を言うわけではないですけども、私はとても信じられないですね。

そういう方向で今、牛久市は進んでいるんですから、そういうことだとは思いますが、ではまずエコスとの契約ですね、イズミヤの所有で賃貸の契約をするということになるのかどうか、この点について。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） まず、イズミヤさんと牛久市で、この議会で予算の承認の議決をいただいた後に、2年間のまず賃貸借契約を結びます。その中に、特約条項で31年4月1日に牛久市が、先ほど言ったような形で、信義則をもって交渉した中で買い取るというような内容が入ってきます。

それと同時に、4月1日以降、株式会社エコスさんと……その前に牛久市と牛久都市開発株式会社、これは第三セクターでございます。ビルを管理している牛久都市開発株式会社と牛久市が契約を結びまして、牛久都市開発株式会社とエコスさんが契約を結ぶというような予定を今、立てているところでございます。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 購入価格でイズミヤとの価格が折り合わなかった場合、大変なことになると思うんですが、その点は考えられておりますか。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

購入価格なんですが、今現在、皆さんに当然申し上げることはできませんし、どういう交渉をしたかということも申し上げられませんが、そんなにべらぼうな価格といいますが、牛久市と向こうのイズミヤさんとの価格の間がそれほどあいているわけではないということだけ申し上げたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） まず、この一番のこういう交渉のことは、私も最初からゼロベースで話をし、そういう指示をしていましたけれども、イズミヤさんの小山店もでございます。今でも小山店はまだ解決されずにそのままということで、これは相当な、私ももう変な話、腹をくくってもいいよという話の気持ちがありましたが、ただそれでいいのかということで、これで何年間もこういう状態が続いた場合、牛久はどうなるんだろうということでございました。では、どこでどう判断するかは、やっぱりこれからの牛久の利益になった場合、私は皆さんに御

理解いただきたいと思っております。

また、これからの交渉する、路線価もございます。路線価に鑑みての交渉でございますので、その路線価の何%という話は大筋ではしているんですけども、これも交渉事ですので、また今、公表できないという部分も現状でございます。

ですから、そういうことを鑑みまして、総合的に考えて、牛久としてはこの判断は、私は現時点ではベストであると。いろんな御意見、ございます。なぜゼロでしなかった、ただこの中に、やっぱり第三セクターの地権者がございます。地権者の今度、権利金がございます。またその権利金も非常に複雑なもので、僕たちもそういう権利金のことを考えなければいけない部分もございまして、ですから非常にそういうもので落としどころといいますか、そういうことでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 市長も次長もそう言われますけれども、言ってみればイズミヤに首根っこつかまれているんですよ。2年後、エコスとの契約はまだ8年残るわけですね。イズミヤが購入価格をつり上げる可能性も考えられるんです。関西商人というものは、私は余り悪く言うわけではないですけども、そういった可能性は非常に考えられるんですよ。購入価格が決まっていない中で、私はこういう点を心配せざるを得ないと、そういうことを十分認識して、今後、交渉に当たってもらいたいと思うんですが、路線価格とか大体のところ私から言わせれば、本当に無償でも、もらってやるという感じになるのではないかとは思いますが、例えば10年間イズミヤが持っているということになれば、年間1億円ですよ、10億円、牛久市なり土地開発株式会社に払わなければならないんです。こういうことはするわけないですよ。

ですから、それらも踏まえて、お互いに合意できる形で解決していただきたいと、最大で無償というふうには私は思いますので、その点、これを幾らやりましてもイタチごっこになりますので、そういう考え方でぜひ交渉に臨んでいただきたいと。

それと、エコスの管理費等の負担額ですね。1階部分と、下の地下の駐車場等も含めるのかなとは思いますが、その辺のところまではある程度、金額的に出ているのではないかと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

今、管理費ということでしたので、管理費は出店したお店が払うことになりますので、1階の部分、エコスさんが入る部分に関しましては、当然エコスさんが払うということになります。

金額は、済みません、今ちょっと手元にはないものですから、申しわけございません。その

面積部分ということでございます。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 牛久都市開発株式会社は第三セクター、社長は市長なんですが、市の出資割合はどのくらいになるのか。イズミヤとの賃借契約以後、賃借しているときは、まだイズミヤの所有ですから出資割合は変わらないと思うんですが、その点のところをどのような詰めになっているのかお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） 今現在、御承知のとおり49.9%が牛久市の割合ということになります。イズミヤさんの床を受けるのは2年後の31年4月1日になるわけですがけれども、その出資割合、株については、今のところまだちょっと議論が出ておりません。どうなるか、ちょっと今のところこうだということがまだわからない状況でございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 「地方自治法」及び施行令では、次年度の計画、決算報告を議会にしなければならないと定められておりますが、この点についてはどのように考えているのかお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

ただいまの質問は、50%を超えればという前提の質問かと思うんですが、恐らくというか、50%を超えれば当然そのとおりで思っております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 地方財政審議会では、第三セクター等に対する地方自治体の負担分が多過ぎるということで、今、検討されているのが25%以上という形で「地方自治法」の改正も行われるのではないかと私どもでは認識しているんですが、50%を超えないから報告する、しないではなくて、今回こういう大きな問題になった。そして、また今度は4階部分が公共施設ですか、という方向で来れば当然、牛久市の出資もふえてくるのではないかとと思うんですが、この点については、では50%を超えたら報告するというところで。

次に、2階、3階等の問題で、一番大きなネックになることが駐車場だと思います。駐車場について、現時点でどのように考えているのかお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 建設部次長藤田 聡君。

○建設部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

駐車場に関しましては、地下1階の駐車場が110台ということ、それから6国側、西側に今までイズミヤさんが使っていた駐車場、たしか32台分だと思いましたがけれども、そこもお

借りするというので、例の「大店法」に基づく駐車台数につきましては、それでちょうど足りるとなっております。これは県にも確認したんですけども、今までと同じ台数が確保できればいいんですよということでございました。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 駐車場の問題はこれからということで、次に入るところがまだまだこれから大変だと思いますので、今後、出店を考えているところ、当然、駐車場はどうなのかという問題もあると思いますので、今後の課題としていきたいと思います。

続きまして、シルバー人材センターの活用についてであります。

前市長時代に、シルバー人材センターへの仕事量は大幅に減ったと聞いております。現在、どうなっているのかお尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） シルバー人材センターの仕事量、受注件数でございますが、平成26年度が全体で2,409件、平成27年度が2,371件でありまして、1.6%の減、受注によります収益は、平成27年度全体で2億217万7,000円で、前年度に比較しまして1,751万5,000円の減となっております。

受注件数のうち、行政関係は平成26年度が246件、平成27年度が239件で、2.8%の減となっておりますが、収益につきましては5,477万9,000円で、34万円の増ということとなっております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） シルバー人材センターの目的、または市の目標、または考え方、今後の運営等について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） シルバー人材センターにつきましては、まず登録会員等については、平成26年度で520名、平成27年度で498名、平成28年度2月現在で483名ということで、年々退会者がふえているという状況が見られる中で、会員の募集等チラシを年2回全戸配布している状況がございます。

シルバー人材センターにつきましては、多岐にわたる仕事があれば会員の意欲にもつながりまして、安定したシルバー人材センターの運営や会員数の確保につながるということも考えられます。

市の事業で、シルバー人材センターに委託できるような事業につきましては、文書等で各課に活用の依頼をし、PRに努めているところでございます。

シルバー人材センター独自の事業といたしまして、事業の拡大でございますが、竹林から伐

採した竹を削り出して作成するさい箸、通称「かっぱ箸」等の試作を始めでもおります。竹林の活用と、80歳以上の高齢の方の会員でも参加できるというメリットがございまして、将来的には商品として売り出すというような考えでございます。

このように、事業の開発は月1回、理事会で構成する「シルバー人材センター事業委員会」で検討されているということでございます。

市民がシルバー人材センターに依頼する仕事の内容につきましては、シルバー人材センター内のホームページ等に詳しく掲載をして、周知を図っているというところでございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 前市長時代に、私も質問をしたときには、シルバー人材センターの仕事が雑だとか、そういうところに仕事は出せないとかという言葉が議会では聞いてはいるんですが、しかし市の事業は全体の約1割程度ですね。もっと市の仕事、公共事業をふやしていくべきではないかと思うんですが、そういった点の考え方はどうかということについてお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまも御答弁させていただきましたが、市の業務の中で、シルバー人材センターに委託できるような事業等につきましては、関係する各課に依頼を出してPRに努めているというところでございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） シルバー人材センターは、おおむね60歳以上の方が加盟するものでありますが、その中で、一つの例としては、生活保護を受けている方も当然おられると思います。たとえ1万円でも、その方の収入があれば、市の扶助費の削減にもつながる、大いに役に立つと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 議員がおっしゃいますとおり、生活保護を受給されている方がこういったシルバー人材センターを活用して就労に結びつけるということができれば、生活保護の制度の中の生活保護費につきましても支出が軽減されますので、被保険者の身体及び精神状態等を考慮しながら、根気強く就労に結びつけられるような指導等、あるいは就労の自立支援等の相談、こういったところもあわせて行ってまいりたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） シルバー人材センターの運営自体は、補助金で賄われていると、国、県、市と合わせて、どの程度の補助金が出ているのかお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま、手持ちの資料の中では、市からの補助については、1,300万円でございます。国、県につきましては、ただいまちょっと手持ち資料がございませんので、後ほどお伝えしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） シルバー人材センターに補助金が出て、ほとんど、悪い言い方ですと丸投げで、職員がシルバー人材センターの中でのコミュニケーション等含まれるような仕事をしていないと思うんですが、シルバー人材センターに対して、市の職員の配置はされているのかどうかお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 現在、シルバー人材センターに対する職員の配置はしてございません。ただ、定例的にシルバー人材センターで行います理事会等に、私とそれと高齢福祉課長が参加させていただきまして、シルバー人材センターの現状を含めた今後の対策も含めて話をさせていただいているというところでございます。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） シルバー人材センター自体は、独立採算みたいな形でやられているわけではありますが、しかしこれほど仕事が減ってきて、また高齢化が進むという中で、もっといろいろな技能を持っている方がたくさんおられると思いますし、毎年の予算、決算等の問題も含めて、市で専属で配置するというのもなかなか難しいとは思いますが、市の職員が責任をもってやられるような事務的な体制をとる必要があるのではないかと思うんですが、その点についてどのように考えますか。

○副議長（尾野政子君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 牛久市は、先ほど保健福祉部長からも話がございましたが、シルバー人材センターの理事として、保健福祉部長、高齢福祉課長が運営にかかわってございます。

牛久市職員の公益法人等への派遣等に関する条例規則において、シルバー人材センターへの派遣は可能となっておりますが、シルバー人材センターへの職員派遣の実績はございません。ミニシルバー人材センターとシルバー人材センターの設立時に、業務として職員がかかわったことはございます。

公益社団法人化した組織との兼務は難しいと考えておりますので、職員の派遣については必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） シルバー人材センターが請け負う仕事というものは、たくさんあ

るわけですね。技術群、技能群、事務群、管理群、外交折衝群、軽作業群、サービス群とあります。

先ほど、空き家対策で撤去という方向がありましたね。その中で、私どもが聞いている中では、空き家を解体して撤去するには最高200万円かかると言われておりました。ところが、それは家財道具が入っているもので、家財道具を全部片づけると最低でも20万円で解体できると言われるんですね。そうすると、空き家の中の家財道具を、言ってみればシルバー人材センター、サービス群となる、部屋の清掃等に値するわけですから、シルバー人材センターでも利用することができると、こういったところで解体作業自体もそんなにお金がかからなくてできるだろうと。これは、解体をやっている会社のホームページから見たところで、このような金額が出ておりました。

このように、やる仕事がいっぱいあると。しかし、この間、一般質問の打ち合わせのときに、企業から仕事 came と、では人材センターにすぐにこれができますかと、やる人がいなければ断るとの話、これはやはりシルバー人材センターの中としてうまく機能していないと考えざるを得ないんですね。

例えば、軽作業群の中で、それもサービス群、そういった中で、例えばホームヘルパー的なことをやれることもあるし、それと先ほどのデマンドタクシーの運転手、そういったこともシルバー人材センターでやろうと思えばできると、たくさん仕事はあるはずなんです。ところが、仕事 came でも、募集したら、会員の中に誰もいないから断ると、このようなことというのは、やはりもう少し市が責任を持って、シルバー人材センターの運営をしていかなければいけないと思うんですが、それらも踏まえて職員の配置等をぜひ検討していただきたいと思います。すぐにうんとは言えないことはわかりますので、こういった事例もありますので、ぜひお願いします。

それと、前市長が言っていた、シルバー人材センターの職員の仕事が雑だとかなんとかというようなことがありましたけれども、これはプロの集団ではないわけで、クレームというものは、それはそれなりにあると前提条件を持っていなければいけない。それで、クレームが出たときにはどうするかということを、やはりシルバー人材センターの中で検討し、そのようなことがないようにしていく。やはり、これはシルバー人材センターの中で仕事を受けるという責任において、それはそれなりに職員の配置が必要だと思えます。

それらを踏まえて、今後の方針、そしてまた計画について考えがあればお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問がございましたシルバー人材センターでの業務への取り組みでございますが、確かに議員が御質問されましたとおり、あるところからの委

託があった、ただそれに対して、そこに職員を派遣することができないというような状況があることも事実でございます。特に、一番多いのが夏場の期間におきます草刈り等の業務については、依頼件数がかなりございます。ただ、これに対しては、その業務を請け負える会員さんがなかなかいっしょらないというようなこともございます。

それと、またあわせて、これまでシルバー人材センターにつきましては、週当たりの就労時間というものがやっぱり限られているというようなこともあったり、年金の接続の関係で、若い世代の60歳を超えた65ぐらいまでの方が、みんな民間、もともといた企業に勤めるとかというような状況の変化がございまして、会員の募集が変わってきているというような状況がございまして。

また、先ほど御質問にもございました、事業に対するクレーム等、こういったものも寄せられる場合もございますが、シルバー人材センターといたしましても、それぞれのクレーム対応の研修も定期的には実施をしております、こういったところからクレームが寄せられるのか、こういった対応がまずかったのかというものを、会員相互で研修をしているという実態もございまして。

そうしたことも踏まえながら、新たな雇用の場、週の就労時間が今後、まだ引き上がっていませんが、法律は定まっているんですが、県知事がそれを定めるということが最終的な決定になりますけれども、それを待って就労時間が拡大されてくるということも踏まえながら、広くPRを進めるとともに、企業にも働きかけをしながら、こういった仕事があるか、そういったものも含めて、会員の周知ともあわせて図ってまいりたいと考えております。

また、先ほど御質問の中でお答えできなかった、シルバー人材センターに対しまして国からの補助金の額でございまして、平成27年度の決算ベースで申し上げますと、878万円の補助が出ていますということでございます。市が1,300万円、国が878万円という状況でございます。

以上でございます。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） シルバー人材センターのことですが、私がこの質問をしようと思ったのは、前から質問しようとは思っていたんですが、実は牛久市内にある企業が、シルバー人材センターが受けた草取り、そういった方向に進出してきているということ。そうなりますと、シルバー人材センターに出ていた仕事が、そういうところに、企業にとられてしまうということ。そうすると、何のために補助金を使ってシルバー人材センターを運営しているのかという問題もありますので、それらをやはりもう少し積極的にシルバー人材センターを活用し、そして年金暮らしのお年寄りが少しでも収入が上がるということであれば、こんないいことは

ないので、ぜひ再度考え直して、積極的にシルバー人材センターの運営を後押しして欲しいと思います。

続きまして、地域公共交通の問題の充実についてですが、本年2月4日から始まった稲敷エリア広域バスについてであります。

乗車率の把握、大体1カ月がたったわけですが、把握はどの程度しているのか。

そしてまた、この広域バスの運行の採算ベース、1路線当たりどのくらいと見ているのか。そしてまた、どの程度の採算が合えば継続につながるのかという点について、お尋ねしたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 2月4日から運行の始まりました稲敷エリア広域バスの利用状況について、お答えいたします。

まず、稲敷市江戸崎地区を出発しまして、市内を東西に横断して、ひたち野うしく駅に向かう「江戸崎・牛久ルート」の利用者につきましては、1便当たり1.13人でした。

次に、同じく稲敷市江戸崎地区を出発しまして、阿見町を横断してひたち野うしく駅に向かう「江戸崎・阿見ルート」の利用者は、1便当たり1.66人でした。

最後に、美浦村を出発して、市の東部地区を南北に横断して竜ヶ崎駅に向かう「美浦・龍ヶ崎ルート」の利用者は、1便あたり0.9人でした。

3ルート合計では、2月の平均利用者は1便当たり1.23人という状況でした。

採算ベースということなんですけれども、これにつきましては、現在のところ、ちょっと申しわけございませんが、数字が出ていませんので、後ほど協議会とも確認してまいりたいと思います。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 採算ベースが合わなければ、1年で廃止みたいなことも聞いているわけであって、これは大変、宣伝がうまくいっていないのか、それとも利用するに値しないコースなのか、または金額が高いのか。ある人が、ひたち野うしく駅から阿見のアウトレットまで乗ったそうですが、往復で5人だったそうですね、乗った人が、昼間ですけれども。この程度では採算ベースに合わないとは思いますが、せっかく県で行った事業を継続していくためには、それなりの積極的なPRが必要ではないかと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 今後のPR等なんですけど、ただいま4月から新年度向けという時期でもございます。これに向けまして、新しく通勤される方、それと高等学校等へ通学さ

れる方、こういった方を対象にして、協議会の中でもお試し乗車券というものを配布する予定になっております。市内に高等学校3校ございます。こちらの学校に出向きまして、お試し乗車券、それと公共交通のメリットですとか重要性、そういったものをうたっていきたいと思っています。

また、市独自としましても、市内の停留所ですとか、バスの利用方法、そういったものを現在印刷しておりますので、あわせてそれも配布して周知等、図ってまいりたいと思っております。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） PR等が、それと運賃等が、例えば私の住んでいる小坂団地からですと、ひたち野うしくまで340円だったか、かかるんですね。ところが「かっぱバス」に乗ると100円ですね、うしく野駅まで。これではちょっと開きが大き過ぎると。ただ、7時15分の小坂団地を出たバスには、高校生1人とサラリーマン風の人が1人と。ですから、こういった人たちが乗る可能性というものは十分考えられるわけですね。ですから、1つは金額の問題だと思います。これはどうするのかと聞いても、なかなか関鉄との問題で難しいと思うんですが、その辺のところも十分検討していただきたいと思います。

それとあわせて、市内の「かっぱ号」の運行という問題について、今後の計画をお尋ねしたいと思います。

それと、私がこの公共交通の問題、最初は買い物難民の問題から質問をしてきたわけですが、その当時から新しい担当課をつくってやるべきだと、まちづくりの中心において、市内公共交通というものを考えるべきだと。特に、高齢化社会になり、そしてまた車を持たない人がふえてくるという中では、やはりまちづくりの一つの中心課題としてしていかなければいけないということで、来年度から担当室ができると聞いておりますけれども、現在のところ、その担当室は何人なのかと。そしてまた、その担当室で今後の方針、計画等をお尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 今後の「かっぱ号」の計画なんですが、これも昨年度策定しました公共交通網形成計画によって進めていきたいと思っております。

この中で、ひたち野地区の西側部分に関しても、そういったものが載っておりますので、進めるような形になると思います。

それと、担当課なんですけれども、来年度4月1日から政策企画課内に公共交通対策室を設置いたします。人数に関しましては、3月1日に内示が出たんですけれども、それによりますと、対策室長、それと担当職員1名、各1名で2名で業務に当たるといってやっていくような形になっています。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 地域公共交通の問題で、市内の「かっぱ号」を12月議会で質問したのは、運行に当たって、各地域に出向いて話を聞くべきではないかと。先進事例として、鈴鹿市のことを取り上げたんですけれども、本当に3人、4人のところでも市の職員が出向いて、地域公共交通のあり方について意見を聞いてきたと。

これは、アンケートだけでは何ともならない。アンケートを書かない人たちの意見というものも大事にしなければならない。そして、また何か協議会を立ち上げても、区長だとかなんとか、そういう偉い人ばかり集まってやっても、下のほうの人の話は十分届かないという状況にもなるので、ぜひこの点については地域に入っていて、どのような要望があるのかというものを聞いてもらいたいと思うんですが、その点についてどうなのかお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの御指摘のとおりだと思っております。

今まで担当していた職員が1名でやっておりました。それも、全くの専任ではなく、政策企画課内の1名ということでしたので、なかなか時間をとれるということがなかった部分もごさいます。

今度、専門の部署ができましたので、アンケート等だけでなく、生の声を聞きながら進めていきたいと思っております。

また、鈴鹿市のように、たしか地元の中からも声が上るような形だったかと思います。そういったことも期待して、外へ出て、住民の方の生の声を聞いて、進めていきたいと思っております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 公共交通については、それはそれなりのお金を出さなければならないし、市の負担もふえてくると思うんですが、多少回収するためにも、余りみっともいとは思わないんですが、バスのボディに広告、それとか車内にそれなりのポスターを張ると。そして、また今、東京なんかでやっていることは、とまったところの商店の紹介をすることによって、幾らかの広告料をもらうという形でやっているところもあります。

ぜひ、この辺も検討していただいて、少しでも市の負担が減るように、そしてまた市民の負担がこれまでどおり100円で済むような形でやってもらいたいと思うんですが、そういったことをぜひ今後の課題としてお願いしたいと思います。

続きまして、新1年生の通学路安全対策、これは2月19日付、朝日新聞の報道にあったことではありますが、1人で行動する機会がふえる小学1年生は、車社会と本格的に向き合うスタートラインとも言えるわけでありまして。道路に潜む危険を捉えて、身を守る力がまだ十分では

ありません。事故を防ぐには、大人たちの理解のある行動が欠かせないと思います。

交通事故総合分析センター、平成26年の事故データによりますと、歩行中の事故で死傷した小学1年生は過去5年間で8,944人、死者は30人、入学を期にぐんとふえております。6年生になると4分の1となります。学齢別で見ると、小学1年で、交差点及び交差点付近での事故が787件、学年が上がるほど減っていきます。また、自宅からの距離では50メートル以内で255件、100メートル以内226件、500メートル以内で500件、1キロ以内で304件と。そして、特に登下校時は、1年生で532件、2年生で460件、学年が上がるほど少なくなってきております。

事故の原因で一番多いものが、飛び出し37%、通行目的で多いのは登下校中が最も多くなっております。時間別では、朝7時台が12%、午後の3時台が23%というピークになっております。月別では、学校になれ始めた5月から6月にふえている傾向もあります。

新1年生を対象にした交通安全対策はどのように考えるのか、お尋ねいたします。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 御質問にお答えいたします。

新1年生に対します交通安全対策についてですが、教育委員会では次年度就学する児童に対して、毎年、就学児健診を実施しており、その中で保護者の方に小学校入学に際しての注意事項などを説明しております。通学に関しましては、学校前から入学前に保護者と児童が必ず通学路を下見いたしまして、危険なところや注意しなければならない点を確認するように指導しております。

また、学校により期間は異なりますが、入学後、登下校になれるまで1カ月程度は保護者が迎えに来て、児童と一緒に下校し、安全確保を図っております。その後も、児童の下校の際には、新1年生に限らず教職員が途中まで付き添い、安全を確認しています。

また、市交通安全教化員による交通安全教室を、全ての小学校で学年ごとに実施をしております。特に、新1年生に対しましては4月の早い時期に開催し、基本的な交通ルールの習得と正しい道路の歩き方、渡り方などの基本的動作を実技も含めて指導をしております。

さらに、市内の小学校におきましては、交通少年団を結成いたしまして、交通安全に対する意識づけを行っています。交通少年団は、5年生、6年生が団員となりまして、毎月3回の交通安全の日にはベレー帽とスカーフで登校し、下級生に対しても交通安全を呼びかけております。

過日、池辺議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、牛久市では登下校の際、ボランティアで防犯、交通安全の見守りを行っており、通学路の危険箇所等には見守りボランティアの方が立哨し、1年生も含めて児童の安全を図っているところであります。

保護者に対する啓発といたしましても、就学前に各小学校を通じて、茨城県作成の交通安全啓発用パンフレットを配布し、交通安全や防犯上の注意点を喚起しております。

新1年生に対しましては、学校と家庭が協力し、交通安全・防犯教育を行っていくことが重要であると考えておりまして、今後とも繰り返し指導してまいりたいと思います。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） ここでの問題点は、強く認識してもらいたいと思うことは、小学校1年生、今まで親と一緒に歩いていて、子供だけで登校する、1学期の1カ月ないし2カ月ぐらいというような話ではあったんですが、ただ小学校1年生の子供で、危険を認識する力というものはまだ備わっていないという前提条件でいろいろ考えていただきたいということなんです。

通学路の危険区域は、各小学校から教育委員会に上げられていると思いますが、これが全て解決されているかという点、そうではないと思います。歩道と車道が分離されていないところ、歩道が狭過ぎる、青信号が短くて渡り切れないなどが挙げられております。登下校時の責任は、学校及び教育委員会にあります。これらの危険箇所を含め、その対策、どのように考えているのかお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、学校、そして保護者、あるいは地域のボランティアの方々、あとは児童本人の危険に対する習得、そういったものをももちろん早目に行っていく。

また、通学路の危険箇所については、教育委員会でも危険箇所の調査というものも行っております。毎年5月に安全対策会議というものも実施をいたしまして、これは6月のころになるんですが、現地の確認というものも学校、あるいは担当する交通防災課、あるいは建設部の担当、あるいは県、国の道路管理の事務所、あるいは警察、そういった関係の方も一緒に危険箇所の通学路の確認というものも行っております。

それで、また対策会議の中で、これらの以降の対策を協議したり、そして進捗状況の報告をして、またそういったPDCAを回して、翌年のまた危険箇所の排除に向け、取り組みを行っているということもお聞きしております。

そういったことも踏まえて、できるだけ地域、そして学校、また行政もそうですが、そういった子供たちを取り巻くいろんな関係機関が協同で危険な部分を排除していく、そういったことも行っていくことが大事かなと思っております。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 先ほどの朝日新聞の報道によりますと、中央大学交通心理学の名

菅教授は、小学校1年くらいまでは、興味のあるものに集中してしまい、大人にとっては思いがけない動きをする傾向があると、危険を認識する力もないとしているわけですね。ですから、この点については、交通ルールを守れ云々ということの中で、では本当にそういった力が入学当初から備わるかといったら、これは私は無理だと思います。

ちょっと、例えば1,000人を超える大規模校である中根小学校の通学路、信号や横断歩道がある交差点では、子供が多過ぎて1回の信号では渡り切れないという箇所もあるように聞いております。毎朝、保護者や教員が旗を持って交通整理をしております。保護者からは、子供が渡り切れるまで青信号の時間を延ばしてくれないか、通学時間帯だけでもスクランブル交差点にならないかななどの意見が出ております。私も、朝7時15分ぐらいからそこで見たんですが、青信号で渡っているときに、少し間が途切れると、そこに車が突っ込んでくるんですね。まだ、渡り切れていない。それで、それを制止するために学校の先生が途切れたところに行って、旗を出して、子供を早く急いで渡れとやっているんです。これは、雨がふったり、いろんなことが重なったりしたら、青信号で渡っている子供たちに大きな事故になる可能性も十分含んでいるわけです。

こういったところも含めて、私は朝早く7時前から学校の先生が来て、横断歩道で旗を持って立っているということが、私は果たしてこういうことでいいのかどうかということを考えてしまうんですね。

ですから、この辺のところはやはり行政の責任だと思うんですが、最低限、1学期だけでも子供たちを安心して通学できるようにするためにも、牛久市には交通安全協会、そしてまた安全協会の方の協力を得ながら、そういったところに対して、少し人数を多くして対処してもらいたいと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○副議長（尾野政子君） 一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

一般質問を継続いたします。

教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども、学校、そして地域、家庭、いろんなところでの取り組みというものも答弁させていただきましたけれども、事故というものは1%に満たないようなきっかけで、また偶然が重なって起こるということもありますので、まずは危険なところを、地域、あるいは先ほどのいろんな関係機関、行政もそうですし、そういったところが協力して排除していく、それが大事だと思います。

それで、またそういった危険を、さまざまな周りの子供たちを取り巻くいろんなところで協

力して、危険を排除していく。

また、子供たち自身につきましても、一刻も早く自分の命を守るといいますか、危険を回避するすべを教える、そういったことも非常に大切かと思えます。

学校のいろんな施設の充実ですとか、教育の内容の充実、それよりも子供たちの命というのは最優先に考えなければいけないというところもありますので、議員、御指摘のように、人員等の増で対応できるものであれば、そういったものを最優先に考えていきたい、このように思います。以上です。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 最後に、先ほど言いました交差点の渡り切れないという問題について、やはりスクランブル交差点、そしてまたは青の時間を長くするという、これは牛久市で独自でできるものでないことは十分知っております。県警の仕事、茨城県の仕事ですから、ぜひ教育委員会として、教育長みずから、事故があったら、あなた方、責任とりますかぐらいのことでやっていただきたいと。スクランブル交差点にするのか、それとも青信号を長くするのか、そんなにお金のかかることではないと思えますので、その点、ぜひ教育委員会、教育長の決意を聞きたいと思えます。

○副議長（尾野政子君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 私も、実は中根小学校のガソリンスタンドとイエローハットのところの交差点ですが、これはすさまじい量の子供たちが渡りまして、なかなか1つの信号では渡れないなということを見えています。

実は、私は現場にいるときにも、ある保護者の方が旗を渡して車をとめたんですが、そこでドライバーとけんかになりまして、おまえに車をとめる権限はないということで、一触即発のトラブルということがあって、警察に相談しても、素人は車をとめてはいけないというようなこともありました。

また、校長時代に、いつも1年生と一緒に帰ると、4月までは子供たちは全部、親が迎えに来るんですが、5月からは親が離れるんですね。それで、一緒に帰ると石を蹴ったり、前の子供のかばんをつついたり、雨の日は傘をぐるぐる回しながら遊ぶというようなことで、本当に学校になれ始めると、子供たちはちょっと危ないなということもあって、一緒に歩きながら、ほらほらと一人一人を注意を呼びかけたりはしているんですが、おっしゃるように何かあってからでは大変ですし、今の時代、非常に、車から突っ込んでくるという状況がたくさんありますので、安全対策ということをみんなで話し合っていきたいと思っております。

○副議長（尾野政子君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 日本人というものは制服に弱いもので、安全協会の人は警察と同

じょうな洋服を着ていると思いますので、そういった方が立っていると大体、交通ルールは守るんですね、運転手は。ですから、それらも含めてぜひ再度検討していただくことをお願いいたします、私の質問を終わります。

○副議長（尾野政子君） 以上で、18番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後5時02分散会